

稲城市介護支援ボランティア制度実施報告書

～ 22年度の運用状況について～

平成23年3月

稲 城 市

目 次

第1章 稲城市介護支援ボランティア制度の概要等（平成22年度）	1
1 介護支援ボランティア制度の具体的内容	1
2 基本方針	1
3 管理機関	3
4 介護支援ボランティア受入機関等	3
5 介護支援ボランティア活動実績の把握	4
6 評価ポイント	4
7 評価ポイント転換交付金	5
8 市民への制度周知方法	6
9 22年度実施に際してのスケジュール	9
10 平成19・20・21年度決算額、平成22年度決算見込み額及び 平成23年度予算額	10
第2章 稲城市介護支援ボランティア実施状況（平成22年度）	12
1 介護支援ボランティア登録者数の状況	12
2 介護支援ボランティアの評価ポイント付与状況及び交付金申請者	12
3 介護支援ボランティア受入機関等数の状況	13
4 介護支援ボランティア活動記録展の実施	15
5 日本ヘルスサポート学会第3回学会賞受賞	17
第3章 稲城市介護支援ボランティア実施状況アンケート調査（平成22年度）	18
1 調査目的	18
2 調査方法等	18
3 調査結果	18
第4章 稲城市介護支援ボランティア受入機関等意見交換会	39
1 意見交換会の開催目的	39
2 意見交換会に向けたアンケート調査	39
3 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会次第	44
4 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会議事録	45
第5章 稲城市介護支援ボランティア受入機関等アンケート調査（平成22年度）	47
1 調査目的	47
2 調査方法等	47

3 調査結果	47
第6章 介護予防効果の検証	49
1 稲城市介護支援ボランティア制度の保険料抑制効果からみる介護予防効果	49
2 活動者を対象とした場合における稲城市介護支援ボランティア制度の保険料抑制効果からみる介護予防効果	49
参考資料	
・ 稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱	52
・ 健康に心配なし手帳～介護支援ボランティア手帳～（平成22年度版）	61
・ 介護支援ボランティア制度視察受け入れ状況	69
・ 傾聴ボランティア養成講座実施状況（社会福祉協議会）	74
・ 「災害とボランティア」実施状況（社会福祉協議会）	76

第 1 章 稲城市介護支援ボランティア制度の概要等（平成 22 年度）

1 介護支援ボランティア制度の具体的内容

稲城市の介護支援ボランティア制度は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 44 第 1 項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するために実施する事業である。

具体的には、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、その高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものである。

この介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稲城市における介護保険第 1 号被保険者とし、介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は市長が指定するものとしている。また、介護支援ボランティアは、市長の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行う。

2 基本方針

稲城市の介護支援ボランティア制度では、次の基本方針を定めている。

基本方針

- ・ 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。
- ・ 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。
- ・ 介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。
 - (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
 - (2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。
 - (3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。
 - (4) 介護給付費等の抑制につながること。

(参考)

稲城市介護支援ボランティア制度の概要（平成 22 年度）

1 概要

高齢者の介護支援ボランティア活動実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金」を交付する制度（一定の社会参加活動をした者に対し、活動実績に応じて、実質的に保険料負担を軽減するもの。）。

2 目的

高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき稲城市介護支援ボランティア制度を設け、もっていきいきとした地域社会となることを目的とする。

3 内容

(1)	制度根拠	介護保険法第 115 条の 44 第 1 項、地域支援事業実施要綱別記 1(2)イ(イ)③、稲城市介護保険条例第 15 条の 6、稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱																
(2)	介護支援ボランティア	稲城市の介護保険第 1 号被保険者 あらかじめ管理機関へ登録が必要																
(3)	介護支援ボランティア活動	稲城市長が指定する介護支援ボランティア事業及び活動																
		<table><tr><th>事業</th><th>活動</th></tr><tr><td>① 介護保険対象施設</td><td>① レクリエーション等の指導、参加支援</td></tr><tr><td>② 稲城市が委託する地域支援事業(介護予防事業)</td><td>② お茶だしや食堂内の配膳・下膳などの補助</td></tr><tr><td>③ ふれあいセンター</td><td>③ 喫茶などの運営補助</td></tr><tr><td>④ 高齢者会食会</td><td>④ 散歩、外出、館内移動の補助</td></tr><tr><td>⑤ その他</td><td>⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露などの行事の手伝い</td></tr><tr><td></td><td>⑥ 話し相手</td></tr><tr><td></td><td>⑦ その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例ー草刈、洗濯物の整理、シーツ交換など)</td></tr><tr><td></td><td>⑧ その他 (例ーごみ出しなどのちょっとしたボランティアなど)</td></tr></table>	事業	活動	① 介護保険対象施設	① レクリエーション等の指導、参加支援	② 稲城市が委託する地域支援事業(介護予防事業)	② お茶だしや食堂内の配膳・下膳などの補助	③ ふれあいセンター	③ 喫茶などの運営補助	④ 高齢者会食会	④ 散歩、外出、館内移動の補助	⑤ その他	⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露などの行事の手伝い		⑥ 話し相手		⑦ その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例ー草刈、洗濯物の整理、シーツ交換など)
事業	活動																	
① 介護保険対象施設	① レクリエーション等の指導、参加支援																	
② 稲城市が委託する地域支援事業(介護予防事業)	② お茶だしや食堂内の配膳・下膳などの補助																	
③ ふれあいセンター	③ 喫茶などの運営補助																	
④ 高齢者会食会	④ 散歩、外出、館内移動の補助																	
⑤ その他	⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露などの行事の手伝い																	
	⑥ 話し相手																	
	⑦ その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例ー草刈、洗濯物の整理、シーツ交換など)																	
	⑧ その他 (例ーごみ出しなどのちょっとしたボランティアなど)																	
(4)	活動実績の把握	介護支援ボランティアが持参する介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印。																
(5)	評価ポイントの付与	介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて最大 5,000 ポイントの評価ポイントを付与。																
(6)	評価ポイント転換交付金	介護支援ボランティア手帳を添えて、評価ポイント活用を申し出る。 交付額は、年間最大で 5,000 円。																
(7)	その他	介護保険料の未納又は滞納の場合、適用しない。																

4 財源等 市から管理機関へ交付する介護保険地域支援事業介護予防事業一般高齢者施策（平成 22 年 8 月 6 日より「一次予防に関わる事業」へ名称変更）に係る地域支援事業交付金を活用する。

5 管理機関 稲城市社会福祉協議会（評価ポイントの管理、付与等）

6 施行日 平成 19 年 9 月 1 日

3 管理機関

稲城市の介護支援ボランティア制度では、介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理の業務は、介護支援ボランティア管理機関が行う。この管理機関は、稲城市社会福祉協議会とし、稲城市からの委託を受けて管理機関としての業務を行う。

4 介護支援ボランティア受入機関等

稲城市介護支援ボランティア制度では、介護支援ボランティアの活動先は市長が指定を行う。この活動先を「介護支援ボランティア受入機関等」と称し、介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動についての指定を受ける。

介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動の指定要件

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 稲城市内の施設又は場所における活動であること。2 介護保険事業に関する活動であること。3 ホームヘルプサービスで行うべき業務の代替でないこと。4 事業所等が本来行うべき業務の代替でないこと。5 活動の結果、一定の介護予防の効果が見込まれること。 |
|--|

受入機関等がこの指定を受けようとするときは、市長へ申請しなければならない。市長は、この申請に基づき指定し、又は却下したときは、申請者に通知する。

また、市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは指定を受けていた者に通知する。

受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価する。受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価する。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については、当該活動を2回までとして評価する。この評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行う。ただし、受入機関が社会福祉協議会のごみ出しなどのちょっとしたボランティアは継続的な活動について週1回以上の活動を（回数に関わらず）1回として評価するものとする。

5 介護支援ボランティア活動実績の把握

介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出し、管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付する。

管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印する。

介護支援ボランティア手帳は、「健康に心配なし（梨）手帳」と称し、オリジナルのマークを入れた。また、Ｊリーグサッカーチーム「東京ヴェルディ」が介護支援ボランティア制度を応援していることから、ロゴが記載されている。

介護支援ボランティア手帳には、介護支援ボランティアの利便を図るため、登録事項、制度解説、Ｑ＆Ａ、ボランティア活動の心得、ボランティア活動保険について、稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱、スタンプ押印欄ページ、評価ポイント記録簿、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書、介護支援ボランティア登録申請書、介護支援ボランティア活動先一覧が収録されている。

6 評価ポイント

評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

活動実績	付与する評価ポイント
10 回から 19 回まで	1,000 ポイント
20 回から 29 回まで	2,000 ポイント
30 回から 39 回まで	3,000 ポイント
40 回から 49 回まで	4,000 ポイント
50 回以上	5,000 ポイント

活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後２年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

7 評価ポイント転換交付金

評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする介護支援ボランティアは、介護支援ボランティア手帳を添えて市長に申出るものとする。ただし、介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しない。

市長は、この申出があった場合、介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。

管理機関は、この伝達に基づき、その評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付する。

介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

評価ポイント	介護支援ボランティア 評価ポイント転換交付金
1,000 ポイント	1,000 円
2,000 ポイント	2,000 円
3,000 ポイント	3,000 円
4,000 ポイント	4,000 円
5,000 ポイント	5,000 円

8 市民への制度周知方法

稲城市広報いなぎ（平成22年7月1日号、11月1日介護予防特集号）により市民への周知を行った。

**介護支援ボランティア
制度実施報告書について**

介護支援ボランティア制度は介護予防を目的としたボランティア活動事業で、全国に先駆けて市が平成19年9月から取り組んでいます。

市では、「介護支援ボランティア制度実施報告書」を作成しており、市役所1階行政情報コーナー、市ホームページ、市内の各図書館で閲覧することができます。最新の「稲城市介護支援ボランティア制度実施報告書」21年度の運用状況について「も閲覧できるようにしましたので、ぜひご覧ください。

広報いなぎ 平成22年7月1日号

11月11日は「いい日、いい日」の介護の日 ～稲城市介護支援ボランティア活動記録展～ 11月1日(月)～14日(日)・市役所1階ロビー

11月11日は介護の日です。高齢の方や障害のある方の介護は、その家族や介護の仕事をしている人だけではなく、社会全体で支えていく必要があります。

市では11月1日から11月14日まで「介護支援ボランティア活動記録展」を市役所1階ロビーにて開催しています。また、同様の内容を市ホームページでも公開します。

介護支援ボランティア制度は、65歳以上の方が介護保険施設などでボランティア活動を行った場合、活動実績に応じてポイントが与えられ、これに対して交付金（年間最大5,000円）を交付する制度です。ボランティア活動を通じて65歳以上の方の介護予防を目的としており、先進的な介護予防の手法として全国的な注目を集めています。

現在の稲城市介護支援ボランティア制度の登録者数は415人（平成22年9月30日現在）で、昨年度は240人以上の65歳の方が市内の介護保険

施設などで介護支援ボランティアとして活動に参加されており、中には90歳以上の方もいます。

わがまち稲城市で、全国40自治体以上に広がっている介護支援ボランティア活動の様子をご覧ください。興味を持たれた65歳以上の方は、この機会にぜひ介護支援ボランティア活動へご参加ください。

地域社会の支え合いや交流を通して、介護へのご理解とご協力をお願いします。

▷問い合わせ 高齢福祉課介護保険係



▲いきいきと活動しています

広報いなぎ 平成22年11月1日介護予防特集号

いなぎ社協だよりふれあい通信（平成22年7月号、平成23年3月号）により市民への周知を行った。

ボランティア情報 ふれあい通信

発行：社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会 ボランティアセンター
住所：東京都稲城市百村7番地 稲城市福祉センター内
電話：042-378-3366(代表)、042-378-3800(直通)
ファックス：042-378-4999

E-mail: inagiwfc@pear.ne.jp
<http://www.pear.ne.jp/~inagiwfc/>

平成22年
(2010年)
7月号
第289号

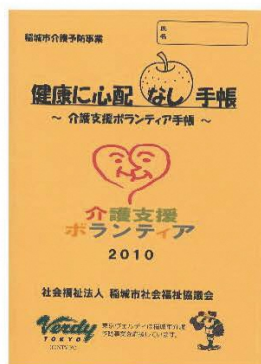
ご存知ですか 介護支援ボランティア制度

この制度は、介護予防事業の一つとして、高齢者のみなさんが、介護支援ボランティア活動を通して地域貢献や社会参加をすることで、より元気になることを目的とした事業です。稲城市内にお住まいの65歳以上の方で、指定された施設及び団体で、ボランティア活動をすると手帳にスタンプがもらえます。集めたスタンプは翌年4月以降に評価ポイントに変えポイントに応じた金額が振り込まれます。

活動を希望される方は登録手続きが必要になります。社会福祉協議会地域福祉係までご連絡ください。下の写真の手帳をお渡しします。詳細はお問い合わせください。



※これまでに403名の方がご登録いただいています。



※すでに2009年の手帳をお持ちの方で、集めたスタンプを評価ポイントに変える手続きが済んでない方は稲城市社会福祉協議会(稲城市福祉センター内)までお持ちください。

ボランティア情報

ふれあい通信

平成23年 3月号
(2011年) 第297号

発行: 社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会 ボランティアセンター

所在地: 東京都稲城市百村7番地 稲城市福祉センター内 / 電話: 042-378-3800 (直通) / FAX: 042-378-4999

「介護支援ボランティア」ポイント変換手続きのお知らせ

介護支援ボランティア制度は、65歳以上の方がボランティア活動を通して地域貢献することで介護予防をすすめ、いきいきとした地域社会を作ることとを目的として、平成19年度から実施しています。

高齢者施設などでボランティア活動を行い活動スタンプをためると、スタンプ数に応じて翌年に最大で5000円の交付金が受けられます。

今年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)介護支援ボランティアとして活動された方は、介護支援ボランティア手帳(健康に心配なし手帳)に押印された活動スタンプを評価ポイントに変換する手続きを行ってください。

活動スタンプが10個以下の方は交付金の対象になりません。また、交付金を希望されない方は手続きの必要はありません。

▽手続き方法

社会福祉協議会ボランティアセンターにお越しください。

※評価ポイント活用申請書にご記入いただきますので、介護支援ボランティア手帳、印鑑、振込み先口座の

確認できる物をご持参ください。

※ご希望の方は新しい介護支援ボランティア手帳(平成23年度用)をお渡しします。

▽手続き場所

稲城市百村7 福祉センター2階 ※なお、ひらお宛にて以下の日程で出張受付を行います。

①3月28日(月)、②3月30日(水)、③4月1日(金) いずれも午前11時から午後1時30分 正面入り口付近

▽お問い合わせなど

社会福祉協議会ボランティアセンター ☎378-3800

ボランティア活動保険のご案内

ボランティア活動保険は、ボランティア活動をされる方々に安心して活動していただけるように様々な事故に対応する賠償・傷害保険です。一万が一に備えてボランティア活動保険にご加入ください。

どんな場合にどのくらいの補償があるの? 例えは…



認定こども園 子どもの森 矢の口幼稚園
〈子どもの森〉チャイルドケアセンター
 設置者: 学校法人 子どもの森
 Tel: 042-377-7654 / Fax: 042-377-7609
 〒206-0812 稲城市矢野口1753
<http://www.yanokuchi.ed.jp>

《会員募集中》
 市内在住の概ね60歳以上の健康で働く意欲のある方は大歓迎です。現在約650名の会員が市内各所で働いています。会員になって生き甲斐のある生活を満喫しませんか? 先ずは入会説明会にご出席下さい。
 ○毎月第2火曜日午後1時30分から
社稲城市シルバー人材センター
 稲城市東長沼2112-1 地域振興プラザ3階 ☎377-2212

9 22年度実施に際してのスケジュール

22年度実施に際してのスケジュールは、概ね以下のとおりである。

- 平成22年4月
 - ・管理機関委託契約（稲城市・管理機関（社会福祉協議会））
 - ・評価ポイント付与開始
- 7月
 - ・評価ポイント転換交付金申請受付開始
- 8月
 - ・転換交付金交付開始
- 9月～10月
 - ・登録者向け研修会（傾聴ボランティア養成講座）
- 10月
 - ・介護支援ボランティア受入機関等意見交換会実施
- 11月
 - ・稲城市介護支援ボランティア活動記録展実施
 - ・東京ヴェルディ試合観戦特別プラン無料招待
- 12月
 - ・登録者向け研修会（災害とボランティア）
- 平成23年1月
 - ・登録者向け実施状況アンケート調査実施
- 3月
 - ・介護支援ボランティア受け入れ機関アンケート調査実施
 - ・地域支援事業交付金精算
（稲城市・管理機関（社会福祉協議会））

10 平成19年度・20年度・21年度決算額、平成22年度決算見込み額
及び平成23年度予算額

平成19年度決算額 464,908円（市で予算計上）

区 分	金 額
報償費 介護支援ボランティア制度評価委員会委員報償	178,200円
需用費（消耗品費） 事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等）	155,983円
需用費（印刷製本費） 介護支援ボランティア制度評価委員会報告書等印刷	130,725円

平成20年度決算額 830,848円（管理機関への委託）

委 託 料 の 積 算 内 訳	金 額
需用費（消耗品費） 事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等）	244,708円
役務費 振込手数料 郵送料	61,200円 27,840円
使用料及び賃借料 パソコンリース料	44,100円
負担金補助及び交付金 転換交付金（153人）	453,000円

平成21年度決算額 1,104,458円（管理機関への委託）

委 託 料 の 積 算 内 訳	金 額
需用費（消耗品費） 事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等）	218,379円
役務費 振込手数料 郵送料	91,640円 27,920円
使用料及び賃借料 パソコンリース料	44,100円
負担金補助及び交付金 転換交付金（207人）	705,000円
消費税	17,419円

平成 22 年度決算見込み額 1, 485, 221 円 (管理機関への委託)

委 託 料 の 積 算 内 訳	金 額
需用費 (消耗品費) 事務用消耗品 (用紙、インク、ファイル等)	176, 500 円
役務費 振込手数料 郵送料	110, 355 円 32, 718 円
使用料及び賃借料 パソコンリース料	44, 100 円
負担金補助及び交付金 転換交付金	948, 000 円
事務管理料	148, 000 円
消費税	25, 548 円

平成 23 年度予算額 1, 807, 000 円 (管理機関への委託)

委 託 料 の 積 算 内 訳	金 額
需用費 (消耗品費) 事務用消耗品 (用紙、インク、ファイル等)	195, 655 円
役務費 振込手数料 郵送料	132, 300 円 36, 000 円
使用料及び賃借料 パソコンリース料	44, 100 円
負担金補助及び交付金 転換交付金	1, 200, 000 円
事務管理料	160, 834 円
消費税	38, 111 円

第2章 稲城市介護支援ボランティア実施状況（平成22年度）

1 介護支援ボランティア登録者数の状況

介護支援ボランティア登録者数は424人（うち昨年度末登録者は381人、今年度新規登録者は43人、平成23年3月31日現在で転出や死亡等による資格喪失者は13人）であった。登録者の年齢構成は、次表のとおりである。集計の都合上次表の資格喪失者は21年度末の人数とした。

（平成23年3月31日現在）

年齢区分（才）	男性		女性		全体	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
65－69	17人	4.01%	100人	23.58%	117人	27.59%
70－74	31人	7.31%	120人	28.30%	151人	35.61%
75－79	31人	7.31%	70人	16.51%	101人	23.82%
80－84	6人	1.42%	28人	6.60%	34人	8.02%
85－	2人	0.47%	11人	2.60%	13人	3.07%
資格喪失者（21年度末）	2人	0.47%	6人	1.42%	8人	1.89%
合 計	89人	20.99%	335人	79.01%	424人	100.00%

2 介護支援ボランティアの評価ポイント付与状況及び交付金申請者

平成22年度登録者424人のうち評価ポイント申請者数

1,000ポイント	20人	20,000ポイント
2,000ポイント	56人	112,000ポイント
3,000ポイント	24人	72,000ポイント
4,000ポイント	30人	120,000ポイント
5,000ポイント	124人	620,000ポイント
合 計	254人	944,000ポイント

平成22年度登録者424人のうち交付金申請者数

1,000ポイント（＝1,000円）	21人	21,000円
2,000ポイント（＝2,000円）	58人	116,000円
3,000ポイント（＝3,000円）	27人	81,000円
4,000ポイント（＝4,000円）	30人	120,000円
5,000ポイント（＝5,000円）	122人	610,000円
合 計	258人	948,000円

3 介護支援ボランティア受入機関等数の状況

介護支援ボランティア受入指定を受けた団体は19団体であった。

内訳は、社会福祉法人が5団体、株式会社が5団体、NPO法人が4団体、医療法人が1団体、公共団体が1団体、有限会社が1団体、その他の団体が2団体であった。

指定を受けた活動内容は、「(1)レクリエーション等の指導、参加支援」が18団体、「(2)お茶だし、食堂内の配膳、下膳などの補助」が11団体、「(3)喫茶などの運営補助」が9団体、「(4)散歩、外出、館内移動の補助」が12団体、「(5)行事等の手伝い(模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露など)」が16団体、「(6)話し相手」が15団体、「(7)その他施設職員とともに行う軽微かつ補助的な活動」が13団体、「(8)その他(ゴミ出しなどのちょっとしたボランティアなど)」が1団体であった。

(参考) 介護支援ボランティアの受け入れ団体の指定申請の受付状況

指定団体名など (全 19 団体)	活動内容 (※)							
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
稲城市 (介護予防推進事業)					対象			
稲城市社会福祉協議会 (ふれあいセンター事業)	対象				対象	対象	対象	対象
ペアウェル多摩川	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
NPO法人 支え合う会みのり (高齢者会食会など)	対象	対象		対象	対象	対象	対象	
ベストライフたま	対象		対象	対象	対象	対象	対象	
平尾会 (ひらお苑)	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
博愛会 (ハーモニー松葉)	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
いなぎ苑	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
いなぎ正吉苑	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
NPO 法人 NPO ふれあい広場 ポーポーの木	対象		対象		対象			
ヒルトップロマン	対象	対象		対象	対象	対象	対象	
ニチイホーム稲城 (旧桜湯園稲城)	対象					対象	対象	
稲城市赤十字奉仕団	対象				対象			
NPO法人 はじめのいっぽ	対象	対象		対象	対象	対象		
アクアメイト稲城通所介護事業所	対象	対象		対象	対象	対象	対象	
Sアミーユ稲城矢野口	対象	対象	対象	対象		対象		
NPO法人 稲城・なごみの家	対象	対象		対象	対象	対象	対象	
稲城市柔道接骨師会デイサービス	対象					対象	対象	
平尾ベルの会	対象		対象		対象			

活動内容 (※)

- (1) レクリエーション等の指導、参加支援
- (2) お茶出し、食堂内の配膳、下膳などの補助
- (3) 喫茶などの運営補助
- (4) 散歩、外出、館内移動の補助
- (5) 行事等の手伝い
(模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露など)
- (6) 話し相手
- (7) その他施設職員とともに行う軽微かつ補助的な活動
- (8) その他
(ごみ出しなどのちょっとしたボランティアなど)

4 稲城市介護支援ボランティア活動記録展の実施

【経緯】平成20年度に厚生労働省が11月11日（いい日いい日のゴロ合わせ）を介護の日と定め、各自治体において介護に対する啓発を行うように促している。

このことをうけて、介護・介護予防についての啓発を行うとともに介護支援ボランティア制度の周知及び活性化を目的として、平成22年11月1日～11月14日までの2週間、稲城市介護支援ボランティア活動記録展を実施した。

【名称】稲城市介護支援ボランティア活動記録展

【期間】介護の日（11月11日）を含む11月1日（月）～11月14日（日）の2週間。

【内容】撮影承諾をいただけた介護支援ボランティアの方々がいる活動先を市役所職員が回り写真撮影。市役所1階のロビーにて介護支援ボランティアの方々がいきいきと活動されている様子をスライドショー形式で放映。同様の写真を市役所ホームページ上に掲載。

また写真家の小林チヒロ氏（市内在住）に写真撮影をご協力いただき、市役所1階ロビーにて写真を展示。「介護保険情報2011年2月号、3月号（社会保険研究所発行）」に掲載された。

なお市役所1階ロビーでは、スライドショー放映、写真展示とともに今までの「健康に心配なし手帳（稲城市介護支援ボランティア手帳）」や「稲城市介護支援ボランティア制度実施報告書」、介護支援ボランティアの方々からお寄せいただいた介護支援ボランティアにまつわる作品（俳句、短歌など）の展示、閲覧コーナーも設けた。

11月11日は

いい日いい日の介護の日！！

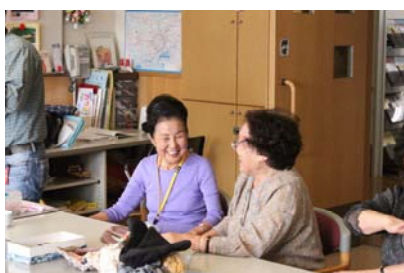


介護支援
ボランティア

稲城市

介護支援ボランティア 活動記録展

11月1日(月)～14日(日)・市役所1階ロビー



稲城市介護支援ボランティア活動記録展とは…

市役所1階ロビーに設置されているテレビを活用し、介護支援ボランティアのみなさんがいきいきと活動されている様子を紹介します。また市役所ホームページ上でも同様の写真を掲載します。ロビーでは制度実施報告書や介護支援ボランティア手帳、昨年度募集した介護支援ボランティアにまつわる作品の展示(俳句、短歌など)も行います。

●問い合わせ

<稲城市介護支援ボランティア活動記録展について>

市役所福祉部高齢福祉課介護保険係

電話 042-378-2111

(内線282, 283)

5 日本ヘルスサポート学会第3回学会賞受賞

稲城市の「介護ボランティア制度」への取り組みが、日本ヘルスサポート学会実践活動部門賞を受賞した。表彰式は、平成22年7月2日（金）、慶應義塾大学三田キャンパス北館ホールにて開催された。日本ヘルスサポート学会賞は、実践家が行なった継続的な実践活動による成果を顕彰する実践活動部門賞と、研究者が行った研究成果を顕彰する研究部門賞がある。

稲城市が日本ヘルスサポート学会賞を受賞

更新日：2010年7月7日

平成22年7月2日（金曜日）に行われた日本ヘルスサポート学会第5回学術集会・総会において、稲城市は継続的な実践活動によって最も顕著な成果をあげた団体と認定され、栄誉ある学会賞（実践活動部門賞）を受賞しました。

受賞となった実践活動は、稲城市が国へ提案し、平成19年度から我が国の介護保険制度の地域支援事業のメニューとなった介護支援ボランティア事業です。

授賞式には、社会福祉協議会会長（石井律夫氏）と共に出席し、学会理事長の慶應義塾大学教授 田中滋氏から賞状と記念品（ガラス製記念楯）をいただきました。

稲城市の介護支援ボランティア制度は、元気な高齢者を応援するユニークな仕組みとして全国に普及しており、昨年には政令指定都市の横浜市でも施行されています。

稲城市から全国へ、地域の高齢者の活力を引き出す知恵と行動力が広がっています。（写真は、右より田中学会理事長、石井社会福祉協議会会長、私）



日本ヘルスサポート学会賞を受賞 学会賞でいただいた賞状と盾

市ホームページ市長室へようこそ「ひとこと日記」に掲載

第3章 稲城市介護支援ボランティア実施状況アンケート調査（平成22年度）

1 調査目的

介護支援ボランティア登録者について、介護支援ボランティア活動状況並びに制度への感想・要望を明らかにし、今後の制度運営への資料とする。

2 調査方法等

1. 調査対象 介護支援ボランティア登録者 412人
2. 調査方法 郵便による送付・回収
3. 調査時期 平成23年2月
4. 回収結果 有効回収数 256 (62.14%)

3 調査結果

1. 介護支援ボランティア制度について・・・大多数が良い制度であると評価しているが、少数ながら見直しが必要と考える登録者もいる。
2. 市外施設でのボランティア活動・・・少数ではあるが市外の施設でボランティア活動をしていると回答した登録者がいた。活動している市外施設の分布としては川崎市、多摩市、調布市などの近隣市が大多数となっている。
3. 介護支援ボランティアの活動範囲を市外へ広めることについて・・・ほぼ半数の登録者が現状のまま市内での活動にとどめるべきと回答している。市外へ広めることに賛成と回答した登録者は4割弱。
4. 介護支援ボランティア活動記録展について・・・多くの登録者が「やる気が出る」、「友人に参加を促せる」と記録展について肯定的な回答をしている。数名「やる気を損なう」と回答した登録者もいた。またその他として「よい制度のPR。」や「広く知ってもらえる取り組みとしてとても良いと思います。」という意見の反面「見に行きましたが、ただ映像が流れて写真があっただけなのでガッカリしました。」という意見もあった。
5. 制度についての自由記載・・・肯定的な意見として、「お互い様、制度で共に元気になって良いと思います。」、「個人的にボランティアに参加したいと思っても具体的にどうしたらよいかわからないので、このような制度があれば自分でも出来る範囲での参加ができるので大変良いと思う。」など。否定的な意見と

して、「ボランティアは自発的に行う事なのでお金をからませるこの制度は疑問に思います。」など5件。制度改善などについては、「ポイントを将来自分の介護の時に使えるような制度に出来ると良いのでは。」、「50 スタンプと言わずもっと上限を上げてほしい。」など。その他の意見としては、「制度を知らない方が多い。私の住んでいるところは誘いたい気持ちがあっても声を掛けにくい。」など。

6. 介護認定の有無・・・大多数が認定は受けていないが、要介護認定者も少数（9人、3.5%）ながら登録している。
7. 22年度介護支援ボランティア活動の有無・・・7割以上の登録者が22年度に介護支援ボランティア活動をしたと回答している。
8. 活動の種類・・・「レクリエーションの参加・支援」や「お茶だし・配膳・下膳」の活動が多い傾向にあるが、比較的全ての活動に満遍なく広がっている。
9. 健康観の変化・・・半数近くの登録者が、「張り合いが出てきた」、「健康になったと思う」という良い健康観の変化を感じているが、1名だけ「体調を崩した」と回答された登録者がいた。
10. 活動上の良かったこと等の自由記載・・・ボランティア活動グループ内や活動上でのこと、健康・体調に関すること、また行政・制度への意見などがあつた。

※アンケートの回答は一部修正、省略して掲載しています。

介護支援ボランティア制度アンケート

該当する項目に○印、またはご記入してください。

ご記入後のアンケートは、同封の返信用封筒をご利用になり、稲城市役所介護保険係へご返送ください。締め切りは、平成22年1月25日です。(有効回答数 256)

1. 介護支援ボランティア制度について、どのように思いますか。(ひとつのみ回答)

①良い制度だと思う	203人	79.3%	②普通の制度だと思う	16人	6.3%
③見直しが必要だと思う	21人	8.2%	④その他	6人	2.3%
無回答	10人	3.9%	合計	256人	100%

2. 市外の施設でボランティア活動をされていますか。

① 市外の施設で活動している	19人	7.4%
② 市外の施設では活動していない	226人	88.3%
無回答	11人	4.3%
合計	256人	100%

①に回答された方に伺います。それは何市(町、村)ですか。

多摩市
調布市
東京都内
神奈川県川崎市
神奈川県川崎市麻生区

差し支えなければ活動されている施設名を教えてください。

偕楽荘(多摩市)
調布病院フロリアル(調布市)
川崎田園都市病院(神奈川県川崎市)
北菅浦集会所、ミニデイサービスのグループで活動(神奈川県川崎市)
日本民家園・老人ホーム「はるかのⅡ」(神奈川県川崎市)
登戸新町いこいの家(神奈川県川崎市)
つくし野の郷、花ハウス(神奈川県川崎市麻生区)
緑陽苑(神奈川県川崎市麻生区)

3. 介護支援ボランティアの活動範囲を市外へ広めることについてどう思われますか。
また、その理由をお聞かせください。

① 市外へ広めることに賛成	96人	37.5%
② 現状のまま市内での活動にとどめるべき	127人	49.6%
無回答	33人	12.9%
合計	256人	100%

①の理由

1人でも多くの方がボランティアの精神を持つことが大切だと思います。
65歳以上で健康な人、人のために何かしたいと思っている人は多いと思うので。
稲城の環境の良いことを市外の人にお話していきいつかは友をつくりたい。
稲城は川崎市と隣接しているので近いところで出来る事をしたい。
井の中の蛙にならない為にも知る、知られることは良い事と思う。
今なお余力を持たれる方には良い事だと思います。
多くの人が良くなり助かればと思う。
多くの人に参加してもらえると制度としてのPRにもなる。
介護支援ボランティア活動をすることにより、自分自身が健康に気をつけるようになりました。他の市町村に広めることより高齢者の方々が元気になられれば良いと思います。
活動できる方は市外でも参加する事は良いことと思います。
活動できる場所があればすべきだと思う。
活動範囲が広がれば境界近辺に住んでいる方が参加しやすいのでは？
市外でも活発に行なわれているのでは、出来る人が助け活動して行きたい。
近隣都市との協力によってお互いに学びあうこと、新しいアイデア等が得られる。
近隣との交流を深める為。
現に市外からボランティアに来ていますが、手帳がないからぜひあげてほしい。
交流することによって学ぶことがあると思う。
高齢者時代、必要なお年寄りが居る。
高齢者なので近いところが良いと思う。
この様な活動方法があるという事を知らせてその地域の人達に一考を促すのも、又別の意見を聞くことができるのでは？
賛成はしますが交通に時間と費用がかかりますと・・・
市外で近所の施設にも活動できるから。
市外でも声をかけて出来れば行ってみたいです。稲城市施設よりいい方法で、介護とか雰囲気が良い所を見たいです。
市外に広めたほうが情報が沢山集まり改善がしやすくなるから。
市外の方達にも楽しんでいただきたい。
市外の状況も参考にして活動の更なる充実がお互いに得られる。
市外の情報や活動等。色々と参考になる事も有るのでは？
自覚の問題で意思が有れば内・外問う必要ないと思います。
市内外で出来る人は活動してください。
市内市外という事にとらわれず出来る範囲ですればよいと思う。
市内市外と枠を作らなくてももっと広い地域での活動で良いと思う。
市内でボランティアはたりているのでしたら他市の状況を経験するのも良いと思います。
市内でも市外でも良いと思います。
自分が活動できる所なら市外であっても協力したい。支援を必要としている施設がある限り・・・
自分達がしている事は利用者さん達が喜んでくださるので広めるべきだと思います。
自分の出来る範囲でする事は良いと思います。
状況を知ることと、互助の精神。

知らない方達が多数居ると思います。
相互助け合い。
その地域の疎外地域があるので。
大変よい制度なので全国的に広まったらいいと思う。
たくさんの意見が聞けること。
他市との連携が出来れば良いかなと思う。
他市の方々との見聞を知ることが出来る。
近くてご要望があればどこも同じ。
知人が市外の施設で活動していて手伝ってあげたい。
出来る人はどんどん活躍してほしい。
必要とあれば市内・外は関係ないと思います。
必要とするボランティアが有るなら近くの施設へも行けます。
人の和、又は境界線上の人を考えれば・・・
プライバシーの賛否。
ポイント制度に関係なく良い事だと思います。健康のために。
他の市外ボランティアに市にないものがあれば参加してみたいと思います。
ボランティア活動の輪を広げて下さい。市外から稲城市内でボランティア活動の希望者も有ります。
ボランティアは市の内外を問わず自分の出来る範囲でと考えます。
先ずは足元からという事もありますが良いことは広まったほうがと思います。平尾は川崎市と隣接して いて老人施設も近くに点在している様子です。
先ずは身近な所からと思っていますが、介護支援を広義に解釈するとバリアはないと思います。支援 が必要な人に、少しでも出来る人が手を差し伸べるべきではと思います。
皆さんが喜んでくれると思います。賛成です。
みなさんの意識が高まると思います。
みのりの活動なんかはとても良いと思うので市外に広げたほうがいい。
求められるものがあったら答えていくことです。地域に「ねばならない」という壁を作ってはいけな いと思う。
良い活動にはみんなの喜ぶことなので。
良い制度だと思うので広がればよいと思う。
よい制度と思っていますので広めていいじゃないですか。
良い制度なので他の市町もやってほしい。
良いと思うことはどんどん広めるといいです。
老人が多くなる為。

②の理由

100%市内での支援が出来ていない状態では難しいのでは・・・
①に賛成したいのですが現在ボランティア活動をしている人達は比較的高齢者が多いので私自身も7 8歳ですが無理はしないほうがよろしいかと思います。
足元を固めてからで良いのでは。
行くまでの乗り物が心配。
稲城市でスタートした制度であり、他市にも広がっている状況であるので市外まで活動を広げる必要 はない。
稲城市では活動できる施設もかなりあると思うのでまずは市内活動することを重点的に考えて行けば よいと思う。無理のないように・・・
稲城市民の税金で行なわれているので。
今は文化センター、福祉センター会食会。
色々批評も出ている。
介護保険は市町村単位であるので市のお金で市外に広める事に賛成できない。
各自治体で良いのでは。
活動範囲を広めると介護ボランティアに参加しにくくなるのでは・・・
活動を市外までとなると時間等で無理があるのでは。
現在、月に10回平均3日に1回の割合でやっている。私も5月で満80歳の老人、他市は無理です。 交通が大変。また自分の体力で移動が無理。

現状がよく理解できないので回答にならないがまず足元を充実させた後、他に支援する方が良いと考える。
交通手段等が有り近場の方が・・
交通費や食事代は年金生活ではまならぬ。
市外に行くのに時間がかかる。
市外の施設まで出かけて行くのは大変。それより地元でもっと充実した活動を！！
市外への周知は強めな方がよい。
市外へは行くのが大変で参加できない。
市外へ広めるぐらいなら市内のボランティア認定外でボランティアをしている人を認定してほしい。
市外までは負担が大きい
市税・募金を使うため。
市内支援の充実を。
市内での活動をもっと定着させるべきと思う。
市内にはまだ必要としている方が多くいるのでは。
市内の施設でもこの制度を理解していない。まず、市内に周知させる事。
市内の助け合い制度と理解している。市外でボランティアをする事は自由だが制度とは切り離すべきだ。
市の中で充実させることが一番かと。
絶対数が足りない中、市外までは無理だと思います。
全国的な制度だといいが、現状では市内で活動し目を集める方がいいと思う。
通勤時間がかかる。費用(交通費)が高い。
遠くでは参加できません。
遠くまで行くことが出来ないの。
どのような形で広めるのか具体的に分からないから。
年齢にもよる。活動範囲が体力的に身近な場所のほうが良い。
必要に応じて市外にも行く人もあるでしょう。スタンプは市内のみで良いのではないのでしょうか？
広げすぎると収拾が付かなくなってしまうので市内のみで良いと思う。私は川崎市で10年以上活動しているが、ボランティア制度のためにしているのではないので・・・
広めることは良いことだと思いますが、市内が完全であるならば良いと思います。
ポイントの交付金は市民の税金によるものと思いますから・・・
本当は市内の支援が望みですが先に立つ人が川崎に両親がお世話になっていた為同行していたのが5年以上続いている。民謡を唄わせてもらい涙して聴いてくれるので感謝し、この思いを市内の支援にもと思う。
まずは市内。充実してから市外。
まだまだ市内での活動が知られていない。
身近な顔見知りのいる所でお手伝いできたらよい。
良い制度だからとボランティアの人が多くなり活動範囲がせばめられる。
老人介護は負担になると思います。

無回答の方からのご意見

稲城市内のボランティア活動の状況をよく把握していません。
介護支援に携わっていませんので良くわかりません。
介護支援ボランティア制度は市内のみの活動と理解していますから、市外と市内のボランティアについて区別する必要は何でしょうか。
市外に広めるのもいいが、市内の方が長続きするのではないかと？
そこまで判断できません。
必要とされる場があればどちらと決めなくて良いのでは。
ボランティア活動を行っていないので何とも言えません。
ボランティアの活動を広める手段のひとつとしてよいと思います。
まずは市内での活動を活発に進めることが良いのではないのでしょうか。
そして時々市外の活動状況を見学に出かけることも必要ではないのでしょうか。

4. 11月11日の介護の日にちなんでも今年度は稲城市介護支援ボランティア活動記録展を実施し、介護支援ボランティア活動を稲城市内外へ広く周知いたしました。このような取り組みについてお考えをお聞かせください。(ひとつのみ回答)

(有効回答数)

① やる気がでる	95人	37.1%
② やる気を損なう	4人	1.6%
③ 友人に参加を促せる	73人	28.5%
④ その他	36人	14.1%
無回答	48人	18.7%
合計	256人	100%

④その他のご意見

展示会は隔年でもよいのでは。
よい制度のPR。
活動記録展を見に行きましたが、ただ映像が流れて写真があっただけなのでガッカリしました。
参加者が増えたら良いと思う。
記録展知りませんでした。
記録展を見ていないので何とも言えないが、取り組みとしては良いことと思います。
福祉関係の市報紙でもいいと思います。
自分は忙しいので①②③は全く感じないが、ボランティアをしていない人へのPRになればよいと思う。
自己の自由で「良いことだ」と思う。自分の判断で行けばよいし、無理強いすることでもないと思う。
PRにつながるし知る機会にもなる。
自分なりに出来ればやる。
ボランティアをする人は他のためにさせて頂きたいと言う気持ちでされているのではないのでしょうか。他に対する思いやりを持ってさせて頂いています。
稲城市を知ってもらえる。
広く知ってもらえる取り組みとしてとても良いと思います。
活動記録展の実施を知らなかった。このアンケートを配るくらいならボランティアに企画を知らせるくらいの配慮が必要ではないか？
それぞれの考え方を尊重。
周知していない施設あり。調査すべき。
余り知られていないのでは？
良い事だと思います。
一つの方法として広く広める事も、選択肢の一つとして参考になると思うので良いのではないかと。
見ていないのでわからない。
記録展を知らなかった。
自分が元気で動ける間はボランティアを続ける予定です。
申し訳ありませんが見ておりません。
ボランティアの良い方法は取り入れる。
現状を伝える事は大切だと思っています。
多くの人への参加を促す。
見学していないのでわからない。
自分に出来そうなものであれば、参加したいと思う。
内容がわからない。
自分に負担がかかりそうで。
ボランティアを出来る人は沢山居ると思うが、自分の意思でやる事なのでどこまで周知できたかは？

5. 介護支援ボランティア制度について、感じていることをご記入ください。

肯定的なご意見 87件

60～70 歳頃までは体力があった。現在 74 歳近くなるが出来ることは多少でも続けたい。
相手が待っていてくれると思うと軽はずみなことは出来ない。楽しみにしていてくれると思うと嬉しい。
相手の気持ちになって接するように心がけています。
家に居て何もしていないのなら、出かけて行ってお手伝いが出来る喜びを感じると良いと思います。
いずれ我々も通る道ですから出来る限り協力し、現行を楽しみながら続けたい。
活動記録展に参加しなかった為、他のことはわかりませんが、自分の行なっていることは、スタッフ・利用者様には楽しんで感謝の言葉を頂いております。いずれ自分も通る道と思い元気な人がもっと参加してはと感じます。
受ける方が喜んで下さっている様子を見ますと私自身学びが多く、少しでも役に立てばと思っていますので、この制度は素晴らしいと思います。
多くの方々に知ってもらい自分の事として受け止め(自分の老後)ボランティア活動をしてほしい。
お陰様で働かせていただける体をもっているのですから人様のお役に少しでも役にたてたら嬉しく思います。それはまた、自分の為にもなるものではないでしょうか。
自分も元気になりお友達も増えてゆくこと、明るい未来に向かって頑張っていきたいです。
お互い様、制度で共に元氣になれて良いと思います。
お互いの足元を照らし合い共に歳をとって前に一歩を踏み出すための灯りとなるものではないでしょうか。
お仲間とお会いできるのも一つの楽しみですね。日々一人で生活しておりますからでしょうか。
今は支える立場にあるが、色々な人との出会いが自分自身を成長させてくれるのを実感。支えてもらうために大勢参加してほしい。
がんばって介護支援をしたい。
気持ちのある人との集まりでなせることをお手伝いするのは必要だと思います。
元気な人が人を支えることは良い制度だと思います。
健康であれば自分の出来ることで高齢者のお伝いが出来ればと考えております。2 級ヘルパーの資格を取りましたが、そのまま時々福祉センターに行き、朗読、体操と一緒に楽しんでおります。
健康で居られる間は前向きに何かお手伝い出来る事があったらと思っていましたから、個人差はありますが良い制度だと思います。
現在老人介護施設のデイサービスの中でボランティアをしています。いろいろなボランティアがありますが、現在の制度の中で自分の出来ることをやっていけばよいと思います。
高齢化社会ではありますが元気な人が多いと思います。「こんなボランティアがありますよ。」と具体的な仕事を広報でPRしたらよいと思います。小さなこと、軽いこと短時間OK。「それなら私にも出来そうだからやってみよう。」という気になる人もきっといます。わずかでもそれに対して支援があると言う事ははげみになります。
個人的にボランティアに参加したいと思っても具体的にどうしたらよいかわからないので、このような制度があれば自分でも出来る範囲での参加ができるので大変良いと思う。
この活動を私は 7 年前から始めており、施設を利用されている皆さんと共に話し合ったり歌を歌ったりする事が自分のリハビリにもなっていると思っている。程良い緊張感健康にも良いと思われれます。
この制度が広がり定着して、もうボランティアをするのは市民として普通の事として受け入れられているのを感じます。
この制度が発足した当時は世田谷など近隣の自治体が非常に注目しましたね。
現在は 40 ヶ所の自治体の実施されているとの事。老人人口が増加する中、ボランティアとして参加する方が増すといいと思います。
これから高齢者社会、元気なうちはお互い助け合い、出来る事は一人でも多くの人が活動できる様願います。
最近では高齢者に1人くらしが増えているだけに必要と思っています。地域から孤独死をなくす為にも必要であります。
市内の制度だと現状でいいのではと思います。
この制度については気軽にボランティア活動に参加しよう。と言う気持ちを押し付けてくれるものだと思うので続けてもらいたい。金額的には考慮の余地はあると思います。

去年は都合で何もお手伝いできませんでした。時間と健康が許せば「お互いに来る事を」の考えから誰もが気軽に参加する流れが出来ると良いと思います。
介護支援ボランティア制度は良いと思いますが、1人1人の人がボランティア活動に参加する気持ちが大切だと思います。
この制度はとても素晴らしい制度だと思う。たとえわずかでもポイントがつくことで自分は働いているという気持ちと人の役に立っているという気持ちがある。
支援をするというよりは自分自身が何か役立てる事が嬉しいし、介護の方の話も伺いたいし、どの程度役立っているか知りたいと思います。
時間があり健康に感謝してボランティアに参加する事で少しでも喜ばれることは、お互いにとても良い事だと思います。
時代の流れからみても支援を必要とする人が増えて行くと思う。助け合いの精神で互いに自分に出来る事を身近な所からやっていければ良いと思っている。
自分が介護支援を受ける時思いやりが出来、今元気の時張り合いがある。
自分達もかならず年を取って行くので今出来ることをやって行きたい。
週 1 回ふれあいセンターに参加しているが、いつもお世話してくださるボランティアの方たちには感謝しています。いつも笑顔で一日癒されます。
実際に活動していないので意見を述べることはできませんが、活動をする人の輪が広がる事を願っています。助け合うと言う事は大切な事だと思います。
自分が健康のうちは、買い物や掃除のお手伝いをしたいと思います。
自分の出来る範囲で参加が出来て、無理なく続けられるのが良いところだと思います。
すごく良いことだと思っています。
スタンプがふえていくことは元気でいられたことの喜びです。
自分のためにもなり、喜んでもらえればうれしい。
大変良い制度と思い登録させて頂きましたが、体の不調等がありまして今果たして自分がどれだけ活動できるのか不安に思っているところです。
制度が出来る以前からボランティア活動には参加していますが楽しみが増えた様に思えます。幼稚園児が出席シールを貼っていただくのと同じ気持ちかもしれません。
大変良い制度と思います。今後も続けて行きたいと思います。
出来る限り支援したいです。
制度としては大変良いと思います。私の場合は年を重ねるごとに団体の中での活動が難しく感じるようになり、現在はボランティアを休んでいます。
制度も活動先も気に入っている。今後も続けていくつもりです。平成 10 年度には約3ヵ月間毎日ボランティアを続けたこともありました。
大変良い制度と思います。更に発展していくことを願っています。
遠く離れている母親の面倒を見られないのでその分地域の高齢者を支援していきたい。
とても良い事だと思います。これからもずっと続けてほしいと思います。
年配の人は一人生活の方も多いので出かける場所がなく淋しい人もいますので、出て行かれる場所を提供しそのボランティアが出来る事に感謝しています。
人のため、自分のため、良いことだと思います。
他の地域に大いに広めていきたい。
ボランティア活動をすると言う事は大いに良いことですのでもっと広く取り組んでいただきたいと思います。
人のために何かお役に立ちたいと思いやらせて頂いております。真心で・・・。
とても良いことなのでもっと広めて欲しい。
ボランティア制度とても良いことだと思います。何歳になっても元気な人は皆たずさわっていくべきだと痛感した。お手伝い出来る事で自分が健康でいられるからです。
ボランティアでやっているのですが、年金生活なので年間にいただけるお金は助かります。
無理しないで自然に出来たら良い
とても良いと思います。ボランティアを行いたい人はまだまだいると思いますのできっかけを作ってほしいです。
ボランティアとして活動している時は生活に張りも出ます。それが出来なくなった時点にはかなりのショックでもあります。割り切って生活していく強い精神も必要と思いました。
ボランティアを知って今みんなで笑ったり色々な話をしたり楽しくやっています。

ボランティアは基本的には自発的にするものと思いますが、人が人を援助することなので非常に難しい面が多々あると思う。
世情によってもその対応は変わってきます。制度は必要だと思いますが、特別な事ではなく当然のこととして広まって行けばと思います。
ボランティアをできる幸せを感じずる。在宅介護でボランティアを出来ない人の事を考える。
参加グループのボランティアについてはとても良い事だと思います。外のことは分かりません。
やる気をおこし、自身の健康の為にも良い事と思います。
良いことだと思います。
ボランティアを始めたばかりですのでまだわかりませんが、制度の趣旨は良いと思います。
良いことだと思います。
良い事だと思います。引きこもりもなく皆さんと出会うのを楽しみにしています。
良い事だと思っています。
良いことであり、体の不自由な方、高齢者に喜んで・感動をあたえる。
よい制度だと思います。
よい制度だと思います。自分に元気とやる気がします。
よい制度だと思う。
良い制度だと思うので今後もずっと続けてほしい。
よい制度だと思っています。これからどんどん老人が増えて老人が老人を支えていく時代が目の前に来ています。元気に毎日を送って行く制度だと思っています。
よい制度ですので沢山の方へ理解やPRをして、一人でも多くの方が元気なうちに助けあい健康に毎日を過ごしてほしい。出来る人が(自分が)少しでもボランティア出来る幸せ、とても良い制度ではないでしょうか。
良いと思います。
良いと思います。体の続く限り頑張って楽しくやって行きたいです。
老人ホームなどボランティアがないと大変だと思います。現に見ていますがボランティアでだいぶ支えあっていると思います。
私自身とても楽しい。勉強させられます。
私の力でお手伝いできる範囲続けたい。
私は 81 歳の高齢者ですが、現在は健康で介護を受けておりませんが、いつどのような事態になるかはわかりませんので介護支援ボランティア制度を充実させることは必要と思っています。
私も介護される年齢になっていますので大変良いことと思います。長く続けてくれる事を願っております。

否定的なご意見 5件

この活動、この位の時間・・・などは認められません！やる気をなくします。
この制度の始まる前からボランティアをしておりましたのでボランティア点数のためにしている様に思われるのはつらい事です。
昨年2月に活動後押印する様にお願いしたが、その施設では周知されておらず、たらい回しされたので押印依頼はやめたがボランティアは行っている。※役所の自己満足と思う。
ポイント制は疑問に思います。必要でしょうか？
ボランティアは自発的に行う事なのでお金をからませるこの制度は疑問に思います。

制度改善などに関するご意見 32件

75 歳以上になったら全員介護支援会員にして制度の参加を促す。
以前のようにポイントを貯金し自分に還元してもらえると励みになります。
いなぎ苑で 80 代の方がご自身も週 1 回デイサービスを利用しながらそれ以外の日、家にいてもやることがないからと同施設に通い、下膳のボランティアをしています。でもそれは要介護認定を受けていること、この制度の適用外ということで手帳を貰えないようでした。
でも毎日、健康にも良いからと良く働いていらっやいます。こういう方へ励ましにもなると思うので認めてさし上げてほしいと切に願います。
要介護認定を受けていてもその程度に応じて出来る仕事はあります。それを認める制度にしていただき理解をして積極的に参加してもらおうことが、高齢者にとって何か役に立っているという喜びにつながると思う。(注1)

稲城市立病院にて看護助手の手伝い等、ボランティア活動していますが、評価ポイントの対象と認められていません。稲城の市立病院なので指定されるよう切望します。
多くのお仲間のうち年齢的にも肉体的にも平常と見られる方でも何もなさらない方も居られます。今少し普及活動をなさっては。
介護される立場になったときに反映してほしい。
介護支援ボランティア制度は良い事だと思いますが、介護をしている人の事も考えたボランティアもほしいです。
活動先の指定を拡大した努力と共に、活動先の紹介や活動内容の周知を広めてほしい。
具体的にボランティアについてどこでどのような事が出来るか相談するところがあれば良い。(注2)
現金支給には反対。ポイント制にして老いてから助けてもらう事が良い。
現在介護支援ボランティア制度は 50 スタンプで締め切りになっておりますが、もっと多く活動している人(私も含めて)が多数おります。50 スタンプと言わずもっと上限を上げてほしいと思います。
現在年金支給されているものにとって年に5000円頂ける制度に大変感謝していますが、それ以上活動した分について点数制導入は如何でしょうか？(要支援・要介護を自身が受けるときにプラスになればと)
高齢者や個人の問題増加等考えるともっと幅広い協力者の拡大と多様なサポートが必要では。
個人の方にボランティアに行っている方は対象外と言うのは「？」です。同じと思いますが。傾聴で個人宅に行っている方はポイントをもらっていません。
今後介護支援ボランティア制度は必要なことであり、多くの方々に理解と協力をお願いする必要があると思う。その為には積極的に参加いただける方々に対する説明会・講習会等が必要だと思います。
昨年のアンケートにも書かせて頂きましたが、5000 ポイントで打ち止めはせっかく頑張っているのですから毎年少しずつ多くしていただけるといいのですが……
支援を受ける側にとってもっと幅を広げてほしい。
施設等でしか活動できないのが疑問。例えば向陽台地区は坂・階段も多く、一人暮らしの高齢者がスーパーで買い物しても重い荷物を持つての帰り道はつらいと口々に言っています。買い物の支援に限らず身近に居る個人個人が介護支援を待っています。
市の考えは理解出来るが若い人達のボランティアの人達には別の配慮があっても良いのではないかと思う。何故なら私たちの活動には若い人達の力が不可欠だから。
出来る事ならポイントを貯めて将来自分(家族)が介護を受ける時に使えと良いと思います。
内容を充実させる事
年齢制限ではなく若い方にもひろめていただけたらどうでしょうか。
ポイントの金銭ではなく自分が介護を必要とした時にポイントが使えと良いと思います。
ポイント制度については疑問があります。特定の施設でのみポイントをつける。ではポイント制度がなければ介護支援ボランティアに参加しないのか？そんなことはありません。経費削減の折、今の半額で十分です。(1時間0.5ポイント)
ポイントを金額に換える場合、スタンプ1個で〇〇円の計算方式が良いと思う。昨年38個だったとか48個だったとか等の声を聞いたので。
ポイントを将来自分の介護の時に使えるような制度に出来ると良いのではと思います。もっとやりがいがあると思います。
ボランティア先で職員さんとの意見の違いが有るので、その施設でのボランティアさんの仕事の範囲が決められていると良いと思う。(特に食事介助は職員さんによって違う)
ボランティアの質仕事の軽重内容に関係なく点数にしてお金に換算するのはどうかと思う。昨年はどれだけ手伝う事が出来たのか記録だけでお金はもらっていない。年齢制もおかしい。若手のボランティアを増やす事が必要。
ボランティアの積み重ねが将来なにかしかの得点になればいいなと思う。(これはボランティア活動の精神に欠けるかな？)
ボランティアをしたぶんだけ頂く報酬も良いのですが、介護支援ボランティア制度を自分が人の手を借りなければいけなくなった時に使えるポイントだといいですね。
もっと稲城の新聞等に知らせてください。知らない方がいっぱいいると思います。シルバー人材等は良く出ていますが、ボランティアは見かけませんが私が見逃しているのでしょうか？
よい制度ではあるが、ボランティアに参加する人が少ないのが現状で参加者を増やす方策が必要と思う。

注1：実際には介護認定を受けている方でもサービス提供がなされていない日に関しては介護支援ボランティ

アとして活動することを認めています。

注2: 稲城市社会福祉協議会ボランティアセンターでコーディネート業務をしています。

その他のご意見 36件

2年ほどボランティア活動をしました但しまわりとの付き合い方で疲れをかんじて今はやめていますので、介護支援ボランティア制度には何も言いたくない。
いつも必要があれば手を出したいが自分の身体がついていかなくなっているのが残念です。
受け入れ窓口担当にも色々な性格の人(個性の強い人)がいることがわかった。
介護されている人達もボランティアにすがりつかない様少しでも自分自身元気にさせる、やる気を出させる事も大切と思う。
介護支援ボランティア制度が老人を対象にしているとの事ですが、障害のある方達のところに行ったりするのはポイントがつかないのが疑問に思いました。
介護支援ボランティア制度が続くことは大変良いと思いますがそのために利用者へのしわよせなど、利用する時に不自由のない様にお願いしたいと思います。
活動をしてないので何ともいえない。
関心を示していません
高学年からの必須教育
今期初めて制度に登録しましたが施設では手帳に印を押すこともなく1年経過した。
先が不安
昨年加入したばかりなので良くわかりません。
介護支援ボランティア制度の前から参加してましたので特別に気にはしてなかった。
市外の方が稲城市の介護施設でボランティアをしてくださっているのに何も無い。まあボランティアだからいいですが・・・そのうちに府中市とか調布市も出来ると思います。稲城市は財政があまりないので考えます。
制度を知らない方が多い。私の住んでいるところは誘いたい気持ちがあっても声を掛けにくい。
少しでも収入がほしい方にはよい制度だと思いますが、誰かのためにボランティアをしたいと思ってる方には必要かな？と少し思います。
制度としては良いものだと思いますが、支援する人が各自ボランティアとは何？という事を時々考えてほしいと思う時があります。
うまく言えませんが例えばポイント自慢が先行したりしてとか・・・
体調に自身がなく充分な活動が出来ず申し訳なく思います。
点数のみを気にして活動はあいまいで「行くだけ」で印をもらっている人がいます(5000 円だけに魅力のようです)。こんな状況も知っておいてください。
問4の設問に対しての①②などの「やる気」「やる気を損なう」など答えを聞くことに行政側のピン트가外れている様に思う。不快である。ボランティアの人達の為に記録展をやるのではなくて助け合いの輪を広げる理解の場ではないだろうか。
何年もボランティアはしていませんし、年齢的にも今後も活動は出来ないと思います。
何の制度でも役員が必要で毎年大変です。私がしているボランティアは60～70歳台が多く50歳代の方を募集したいです。食事作りの予算をもう少し多くしていただきたいです。
二ヶ所の施設でボランティアをしています、どちらも一日(10:00～14:00)で昼食は一ヶ所有料です。ある程度市内で徹底してもらいたいです。
年齢的理由や活動場所に限りがあり、体力を使ったり行動力を必要とすることにチャレンジしたいと思いつつ声を掛ける所・活動出来る場所もわからずです。もう少し自分から面倒くさがらずが実感です。
ばらつきがある。
病院裁縫ボランティアをしています、高齢者には13時～16時はちょっと厳しい。
保険制度等が出来た事(安心してお手伝い出来る事です)
ボランティア制度が出来たため、介護保険料が上がるのではないかと思う事もある。
ボランティアの人々はたくさんいますが質がうすい様に感じます。
ボランティアを一生懸命やりたいのですが自分が老人ですので長い間続けることが出来ず残念です。
ボランティアをやろうと思っている人は大勢いると思いますが、どうすればいいのか手続きが分からないのでは？
まだ支援ボランティア活動をしていないのでわかりません
まだ始めたばかりで良くわかりません。

よい制度だともいますが、内容が良くわかりません。広報いなぎ等で広く説明があれば良いと思います。
良い制度と感じていますが、どこでどのように参加すればよいかを知らない方も多いのではと思います。
良いことだと思いますが勉強不足で制度の内容が良くわかっていけませんので、すみませんがどのように回答してよいか分かりません。

6. 現在、要介護認定を受けていますか。

① 受けていない	247人	96.5%	② 受けている	9人	3.5%
無回答	0人	0%	合計	256人	100%

「②受けている方」で介護度の回答があった方の内訳: 要支援1…3人
要支援2…2人
要介護5…1人

7. 今年度、介護支援ボランティア活動をされましたか。

① 介護支援ボランティア活動をした	180人	70.3%
② 介護支援ボランティア活動をしていない	74人	28.9%
無回答	2人	0.8%
合計	256人	100%

※ ②に印をつけた方は、ここでアンケートは終わりです。

① に印をつけた方は、このまま裏面へアンケートをお進みください。

8. どのような介護支援ボランティア活動をされていますか。(いくつでも回答可)

① レクリエーションの参加・支援	57人	14.0%
② お茶だし・配膳・下膳	59人	14.5%
③ 喫茶などの補助	29人	7.1%
④ 散歩・外出・館内移動の補助	15人	3.7%
⑤ 模擬店・会場設営・演芸披露などの行事の手伝い	25人	6.2%
⑥ 話し相手	43人	10.6%
⑦ 職員とともに行う補助的な活動	30人	7.4%
⑧ その他	69人	17.0%
無回答	79人	19.5%
合計	406人	100%

⑧その他の活動

高齢者会食会の食事作り
絵手紙の指導
ふれあいセンターでの当番・行事等の介助・参加
バスハイクなどに行った時の手助け。
書道クラブ活動支援
気功。独自中高年用に開発したもの
音楽クラブ・オカリナ・キーボード等で伴奏をして老人ホームの方と童謡や演歌を唄っている。
三味線・尺八・太鼓・同行で民謡を披露というか歌わせてもらっている。
民謡と踊り
デイサービスでの音楽活動
オカリナ演奏
コーラス
レザークラフト指導
ビーズを教えています
車椅子の清掃
観賞花の育成・水やり・整枝等
手芸講師として二つの施設で毎月1回～2回
包丁とぎ
お茶会の手伝い
茶道指導

⑧その他の活動に記入されていた介護支援ボランティア以外のボランティア活動

夏休みの小学生に絵手紙指導
子供たちの登校・下校時の監視。
裁縫ボランティア

9. 介護支援ボランティア活動として、この活動を始める前と現在では、健康面や精神面に変化はありましたか。(いくつでも回答可)

① 張り合いが出てきた	108人	37.6%
② 健康になったと思う	27人	9.4%
③ 変わらない	52人	18.1%
④ 体調をくずした	1人	0.4%
⑤ その他	16人	5.6%
無回答	83人	28.9%
合計	287人	100%

⑤その他のご意見

10 年以上同じボランティアを続けていますが張り合いを持って健康維持していけるのを感じる。
他人とのかかわりで知らずに気分が良い方向に向いているのだろう。
責任感が出てきた。
勉強になった。
外に出ることで交流等得られる。
他人の話をしっかり聞くようになった。
なくてもやっていた。認めてくれてそれはそれでうれしい。
10 曲位踊りますので間違えないように、日常も頭を使って覚えようと！「楽しみにしてる」と言われると頑張らなくてとは励みになります！
忙しくなった。
元気にさせてもらっています。
体調を崩すほどではないが年齢と共に体力がおとろえるので疲れも出て来ます。短期間にしたほうが良いかな、とも思っています。
食事作りは 20 年以上、今年度で卒業の予定。50 代と 70 代では体力の差を感じた。
同じ目的を持った友人が多くできた。
私も 70 歳を超えましたが、まだまだお手伝い出来る事に喜びを感じております。

10. ボランティア活動を行っていて、良かった事等がありましたらご記入ください。

活動に関すること 53件

日中は一人で居ることが多いので人と話をすることが出来て楽しくなりお友達も出来ました。
日常生活にメリハリがあり目的が出来てよかった。趣味がふえました。
日時を決めていますので、生活にメリハリがあつてとても良いと思っています。
12 年の介護生活が終わり、何もすることがなくなった時、定期的に出かける事が出来、楽しい時間を過ごすことが出来ること！！
私の少しの力が役立てられたら嬉しい。心優しい友人が出来た。
家人にいわれない「ありがとう」のこの一言で体がふるえるように嬉しく思い、又来週も行ってさしあげようと思います。 当日「ちょっと今日つらいかな、足も痛いし」と思いますが出かけて現場に行くと朝思っていたことは、すっかりわすれて一緒に利用者さんと笑っている自分がいるのです。「ああ、今日出来てよかった。」と自分も嬉しい気持ちになり帰宅していきます。
介護支援ボランティアよりずっと以前からのボランティアだから生活の一部となっている。
専業主婦でしたので活動に参加することにより多方面に渡りふれあいが出来知識の幅(交友)が広がった。前向きに生きることを教わりました。
会話が楽しく色々知らないこともわかっていいと思います。
1 枚の絵手紙が完成すると、とても嬉しそうな笑顔になり達成感を感じているようです。
いろいろな方とお話をする楽しみ。勉強をさせて頂いております。
市立病院のボランティアは入院の際お世話になったので少しはお返し出来るかなと思う。 読み聞かせボランティアは声を出すこと、学生と接することが出来る事。責任感もあるし張り合いがある。
年寄り同士の話し合い。感謝される気持ち。
老人施設にいらっしゃる方々は今は高齢でもかつてはご活躍されたり、それぞれ素晴らしいご経験をされたりと人生の大先輩の方々です。 学ぶこともいっぱいあります。少しばかりお手伝いしながら自分の生き方の糧を沢山いただいていることに感謝しています。
利用者の方のありがとうがとてうれしくなります。
私は平成 22 年 9 月 7 日～10 月 12 日まで稲城市社会福祉協議会主催の「傾聴ボランティア養成講座」を受講し修了した者です。社会福祉協議会の職員等に勧められ平成 23 年 1 月から老人ホーム等施設に月 3 回、傾聴ボランティア活動(話し相手)をはじめました。 話し相手は私と同年輩で同じ時代を生きてきた共通点もあって、話が弾む様になってます。 元気な老人が同時代の弱った老人を助けることは、元気な老人が何らかの形でボランティアに参加し周囲の人々を元気づける行為は、高齢者社会を支えることになると思う。元気な老人は家にこもることなく社会活動に参加し老人を支援する活動が更に「人生の長い今後」をいかに生きるかを追求することになると思っています。
私は施設を訪問する時はいつも 30 人～40 人の方達が楽しみに待ってくださる事です。特養ホームでの入居者平均年齢は 86.6 歳位。私より 5～10 歳年上の方達です。私は 80 歳。やっている事は小学唱歌など子供の時に歌った歌や御伽噺をしたり、演歌や民謡等を 50～60 曲くらい。音譜なしで尺八で吹奏しておりますが、終わった時は又来いよ。忘れずに来いよ。等々皆さんの笑顔で迎えてもらい拍手で送り出して下さる事が有難ううれしい事です。
月に 1 回 3ヶ所ですが皆さん待っていて下さって喜んでくれる顔に会えるので嬉しいです。 踊りと踊りの間になるべく多くの方と会話して握手して励ましたりもしています！自分自身、元気をもらっています！介護する方が不足で大変と思いますが、なるべく声をかけて会話をさせる事が大事だと思います！
人の助けをする事で自分の今後に何か役に立つのではないのでしょうか。人とのふれあいが出来る事、自身の生活を見直すことができる。
ボランティアをさせて頂いただけに感謝です。これからも出来る限り続けていきたいと思っております。
少しでもお手伝いが出来る事は嬉しいです。友人が出来、情報交換も出来る。
月 2 回行なっていますが、いつも待っていて下さって終了すると、とても楽しかった。と口々に言ってくさる方が多くてとてもやりがいを感じています。健康な限り弾いて、歌って行きたいと思います。

私の場合は、普通の書道教室と違う点は上達したいと思う心の有無です。老人ホームの書道のボランティアについて、通常字を見て書くことが脳の活性化に役立つといわれていますが、私の書道がレクリエーション支援になるよう季節や時期に合ったお手本を書きともに楽しむ書道を心がけるようになった事です。
始めて1年(1ヶ月1回)です。それ程大きな変化は有りませんが、人に喜ばれると少しはお役に立っているんだと思いこちらも嬉しくなります。老人施設に行っている。将来の自分の姿かも知れない。と思うと、心の準備・心積もりが意識的に生まれてくるような気がします。ボチボチの状態ですが、続け行くつもりです。
あと1ヶ月足らずで79歳。20年以上老人ホーム等で高齢者と接して来たが、それまでの全てがわが身に結びつけて考え行動できたように思う。
定年退職後、ヘルパー2級修了。介護サービスを勉強して良かったと思っています。福祉理念、サービスの意義は話しでは分かっていても、やはり実践です。一口にボランティアと言ってもとても広範囲で、まずは身近な所からと思いました。自然な形で入って行けばと何度も思っています。通所介護施設は高齢者利用者の笑顔・元気が何よりも励みになりました。職員の方々とのコミュニケーションも楽しいです。無理のない範囲で自分に出来る事と思っています。
自分自身の喜びになっている(感謝されることで)。子供に返ったお年寄りとゲームしたり散歩したりいつの間にか自分が楽しくなっています。
月に一回介護施設へフラワーアレンジメントの講習に行っていますが、皆様に喜ばれ次週を楽しみにしているといわれると嬉しく張り合いがあります。自分の好きな事を教え喜ばれる事によって自分自身も喜びを感じています。 今まで市外でボランティア活動をしてきましたが昨年から稲城市でも活動を始め地域の方達に喜ばれることが私の生きがいになっています。
参加して下さった方々に喜ばれた事です。
少し体を動かしてお役に立てればと。老人ホームで皆とコーラスで歌っていると一人ひとりの顔が見えて喜んで唄っている人や、しょんぼりと歌っている人がいるとその人の所へ行って一緒に歌ってあげるととても喜んでもらえることで自分も元気をもらえる。
その人の話を聞くことによって難しさを知った。人それぞれであるということ。長命の人の生き様を教えられました。話の中の一つを必ず自分のものにしました。
生活の一部としてボランティアをしています。最初は「張り合いが出来た」という気持ちでしたが、長い間うかがっていて自分の生活の中で一週間に一度お付き合いする人達があり、ボランティアが特別ではなく当たり前という気持ちになっています。
月に3回音楽活動をやらせてもらっています。皆さんが歌う日を心待ちにして下さるので私にとってそれは大変嬉しいことです。いつまでも元気で続けたいと思っています。
花が咲かなかった藤の木を整姿して、花房が大きく咲いたので入居している皆さんに喜んでもらった。
先輩方への少しのボランティアをしております。皆様(相手の方)やボランティアの人達の交流・笑顔や昔話も楽しく聞きます。ボランティアを受ける人の笑顔が私たちにやる気を与えてくださいます。無理せずに私も背筋を伸ばし過ごして行きたいと思っています。
特養ホームでお手伝いしていますが自分の老後のことなどを考える良い機会になっています。
老人ホームで一緒に歌を歌ったり話しかけたり反応してくれると嬉しいです。ちょっとしたスキンシップでもとても喜んでもらうと又会えるのが楽しみになります。
高齢者の方、ボランティア仲間等といろいろな話ができて楽しいことがたくさんあります。一人で家に閉じこもっていたらきつと知ることの出来ない経験です。 やがては自分も歩く道、そのとき誰かの世話になるのだからと思う気持ちでやっています。
私も昭和3年生まれ介護していただく年齢ですが現在元気でボランティア活動して居ます。 みのり食事会、月1回の食事前のスタンバイ、食後の後片付けなど、又皆様とお話したり歌を歌ったり楽しいひと時を過ごすことが出来ます。これからも体に気をつけて頂きたいと思っています。
皆で声を出して歌を唄ったり、体操をしたりお話をすることで色々と考えられる事があります。
食事の支度等していますが皆様においしいと言ってくれと嬉しく思います。
自分もなにか役に立っていると思う事が元気になる喜びや声が聞けることがうれしい。
良いお友達が出来た。ボランティアをやめると閉じこもりになるか心配。
家に閉じこもらないで外にでて皆の顔を見るだけでも自分の為にも大いに活動をして行きたいと思います。
活動を通して知り合いが多く出来た事。
喜んでもらっている。待っていてくれる。上手になっていくのがわかる。自分たちの励みになる。

習字教室ではみなさん喜んで書いています。こちらの方が皆さんから元気をもらっている状態です。
施設の入居者と色々話が出来、自分自身にも刺激にもなりました。是非来期もお願いしたいと思います。
義理の両親と35年暮らし今の様な支援があったのなら別の生き方、楽しさもあったのではないかと思います。ボランティアは両親・親への懺悔の思いでやっています。年配の人には負けていられないと勇気・元気を頂いています。
決まった日、時にでかけるので張り合いがあり、又皆さんと週一回会えるのがとても楽しいです。自分の知らない事を教えてもらえて頑張っています。
90歳前後の方々が一生懸命書道に励む姿を見ていると私も頑張らなくちゃと力をもらいます。手が不自由でやっとの思いで筆を持つ人がブルブル震える人等様々ですがみなさんそれなりに書道をたのしみにしてくださって居ります。活動が出来る側で幸せに思います。
90 歳近いお年寄りのみなさんが元気よく参加する姿に感動し、自分がいつまでも元気に前向きに生きていける様頑張っていきたいと思います。 (現在 74 歳ですが皆さんの食事作りをボランティアとして頑張っております。)
先輩の活動を手助け出来る事で自分の将来への心構えなどを養う事が出来ます。先輩方々のお話を伺うことで心豊かになる。
施設内の活動が共に出来る事で人間の生き方の終焉について自分なりの思いを想像している。
私は下肢に障害がありますがお年寄りの方々と接していて自分自身も楽しみながら明るく過ごせることに満足しています。障害があっても出来るボランティアもあることにとても喜びを感じています。

ボランティア受入機関やボランティアグループに関すること 20件

昨年度はリハビリを目的とした施設でしたが、今年度は介護を必要とする利用者さんのサポートで介護の実態を見聞きし、勉強になりこの施設で良かったと思っています。今後も出来る限り続けたいと思います。
職員との会話による接点が出来た。
前年度は洗濯物たたみのボランティアをしていましたが、毎週なので体調をくずしてやめました。今のところ絵手紙だけをやっていきますのでこのまま続けて行きたいと思っています。待っていてくださるのでとても嬉しいです。
同じ仕事をしている人、友達ができてうれしい。
月に数回だが張り合いもあるし仲間と会えるのも楽しい。
仲間同士で人的交流が増えた。
ボランティアを行っていましたが、足が悪くなりましたのでやめました。でも楽しかったです。ボランティアが出来て良かったです。7 年くらいやらせて頂きました。
仲間と仲良く出来て良いと思います。もう少し色々なボランティアを募集した方が良いと思う。(人数(職員)が少ない様に見える)
各施設の実態・動き・入所者との会話等を経験することができる。 まあまあ序の口のボランティア活動のためまだ不明な点が多いと思っています。今後は勉強の必要あり、と感じています。
みなさんとお付き合いが出来て自分の年を忘れて楽しいです。これからも一日でも長く体の元気なうちは続けて行きます。
受け入れ側があまりにも忙しすぎて初心者には中に入りずらく、橋渡しの役が必要だと思います。事務所の方々が(電話だけでなく)手を貸してくださったら、もう少し入りやすいと思います。なれるまで時間がかかりましたが知人が出来て楽しい会話が出来ますし、時間の使い方がうくなりました。
お友達が出来た事。週1回(月 4 回)楽しくやっています。縫物ボランティアをやっています。
仲間がいることで少しでも手伝い出来ればと思っていたので良かったと思います。もっと何か手伝いたい。
お友達がたくさん出来た事。色々な情報が得られた事。利用者さん達が喜んでくれる事。
色々な施設の対応やヘルパーさんのあり方を勉強させていただきました。人生のあり方を多く勉強しています。ボランティアに係わって皆はボランティアスタッフであって利用者でもあります。いつも楽しそうに皆元気をもらっています。でもいつも資金繰りが大変なことです。せめて家賃の半分の援助が市から有ればとスタッフ一同願っています。
施設の方が積極的にサポートしてもらえるので今の施設ではとてもやり易い反面、市内の別の施設に

行っていたことがあるが、ヘルパーの精神的協力なく体調を崩した。 この施設にはFAXを入れてやめたがFAXの返事もなく嫌な思いをした。施設の態度いかんによって良い面、悪い面があるように思う。
介護施設を良く知ることができた。
施設内の現場を多少知ることが出来た。
ミニデイを仲間と一緒に運営していますが、ボランティアさん達も力を貸してくださり、利用者の方みなさんも楽しいと喜んで下さり、財政的には大変ですが日々私達も喜びを感じています。
仲間との信頼関係が強くなった。日常の情報が增える。

健康・体調に関すること 11件

色んな方にお会いする事が出来るのは楽しい。少し責任のある仕事なので緊張しますがその緊張は心地良いものなので気持ちがしゃんとして体に良いと思います。
デイサービスの様子を少し垣間見ることが出来、これからの自分を考え少しでも長く健康で自立した生活を送れるよう努力しなくてはと思いました。
高齢者の方々とお話をしているとこちらのほうが元気を頂いております。
ボランティアをやる事は夢にも思いませんでした。毎日ボケツとて退屈でしたがボランティアをしてからとても楽しいです。しゃべって、笑って毎週待ち遠しいです。私は金曜日ですが、時々月曜日の方にもお手伝いに行きます。 道で逢う人達にいつも元気ねと言われうれしいです。体調が続く限りやりたいと思います。
無理は出来ませんが家に一人で居るよりは少しでもお手伝いできて喜んで頂ければ今日一日自分でも幸せに思います。家に居ても会話ありませんし皆さんの笑顔が見られて私も嬉しく思います。元気が出ます。
市内の施設に2箇所、20年ボランティア活動に参加しています。お陰様で健康で活動出来る事に感謝しています。今後も元気で参加したく思っています。友達も多く出来ました。
老人施設でのボランティア活動、私は76歳ですが 10～20 歳年上の人々の相手をしています。もちろん年上の方に尽くすつもりで活動していますが、自分のこれからのそう長くない人生にとっても参考になる時間です。しっかりと健康に年を取り「明るく元気に笑って死のう」を目標にしたいと思います。がんばります。
仲間とおしゃべりをし地域の情報が入る。体を動かし健康に良い。
いずれ自分の行く道の事が良くわかった。施設に行くので自然と自分の健康に心配りをするようになった。自分の仕事に責任を持つ様になったので年老いているから責任を持つ仕事ができるのは幸せと思っている。
今現在健康が優れません。お互いにされている側・活動をする側・共に感謝の気持ちがないと続けられません。
健康でお手伝い出来る事は幸せに思う。

行政・制度に関すること 8件

ボランティアをして、時間でスタンプをおしていただいておりますが、お金よりボランティアの時間の貯金として将来自分に他人の手が必要になった時、同じ時間で助けていただくといったボランティア貯金を元気なうちにしておけたらと思います。
高齢になり自分の食事作りができなくなった方達にお弁当の配食サービスがありますが、その制度を利用できることを知らない方がいらっしゃいます。色々なサービスが受けられることをもっともっとPRしても良いのではと。
この制度についてはお金でなく自分の将来の介護に還させるような仕組みを考えてほしいです。
現在のボランティアは10年前から続けて居りその後この制度が出来たので登録参加しています。「年金生活」で暮らしている身分として唯一平凡に暮らすことをしなければ現役世代に申し訳ないと思っています。
「ボランティア制度」があるからボランティアをするのではなく、ボランティアをしたからこの制度の適用があったと知るべきです。比喩は絶対に間違っはいけません。
昨年のアンケートにも記しましたが、現在行なっている小生ボランティアも高齢(79歳)となり自動車の運転をそろそろ止めなければと思っていますので、自動車がないとボランティアも止めなければなりません。不便ですが「バス」パスカードでも支給くだされば今後も続けられ有難いと思っています。
支援をする事を通して、この先自分も通る路が想像出来て心の準備が出来るような気がする。誰かの

ために何かをしながら自分の為にもなる。一石二鳥のよい制度だと思う。
きてよかった。ありがたい言葉に励まされます。他人の為に何か出来る事があると言う事は私に何か出来るか自分探しを考えます。
いつも一人で居る方にいつでも行けば誰かが居て話を聞いてくれる。そんな場所がほしいと思います。平屋でお部屋が6部屋位、キッチン、リビング、そして係りの人がいられる場所。グループホーム的な場がほしいと思います。このグループホームを多く作ってほしいと思います。例えば、公団・同じ階でドアを開ければ隣の部屋に入れる。家賃は2人だと1/2 負担。食事の係り・買い物が出来る人・掃除のできる人・お互いに出来る事をして会話が多くなれば認知症も減少すると思いますけど。
ポイント制について詳細を熟知していませんが、最高で5千円の還元だと還元率はよくないような気がします。翌年から活動した人の介護保険料を10～50%くらい還元したらやりがいを感じる人が出てくると思いますが。如何でしょうか？
御年寄りが介護支援を待っており積極的に参加したい。※ボランティア活動を書面等で内容事例を挙げて大いにPR宣伝活動を啓発したら！？

その他に関すること 58件

五体満足がどんなに有難いことかを知りました。
今はやれる立場にいる幸せをあげている。少しでも長く味わえるように頑張りたい。
長く生きていた人はそれぞれ大変な人生を過ごしてきました。わたしだけではなかったんだという思いと、わたしにもやって差し上げられることがあるんだという思いで、私も頑張るぞ。という元気を反対にもらっています。
様々な体調の方々との出会いでたくさん学び教わる事が出来た。
先輩方に楽しんでもらうつもりが自分が元気になって行くようです。
安心して歳をとることが出来る様な気がします。
お年寄りに対し優しい気持ちが持てる様になった。
施設を利用できないお年寄りにも同等の介護をするべきと強く思う。(格差のある事を知った。)
生活が充実してきた。生きている実感がもてる。
積極的になった。沢山の笑顔に出会えると一日中自分も幸せで居られる。やさしくなれるのが嬉しい。物事を大きい目で見られるようになった。
多くの人とのかかわりが出来た。老いていく自分の姿を考える良い手本になる。福祉施設で働く人の大変さがよくわかった。
自分の生活のリズムが変わってきました。自由時間をズルズルとすごしてません。
お友達ができますのでとても楽しいです。
2 時間位ですけれども自分自身の健康の有難さをつくづく感じました。必要とされた今出来る限り今まで通り続けて行くつもりです。
地域の人達とのふれあいで地域内を楽しく歩いたり行事に参加できるようになった。
月 1 回の絵手紙指導(2h)ですが、参加して下さる方からよくよくおしゃべりをするようになり、お互いが気を使いながら健康面を心配しあう姿が見られるようになった。おしゃべりと笑顔はいいですね。
お友達が出来て楽しい事が多かった。
地域の方と多くの知人が出来、自分も役にたっているなど再確認できました。
多くの方々に出会いいろいろなことを学べる。
皆様を支える事、元気をもらうこと等。少しでもお役に立てれば嬉しいです。
自分も高齢者になり利用者さんを見ると皆頑張っているのがわかるので自分はボランティアが出来るのを喜ぶのと同時に明日は我が身と勉強になります。
色々な人生の生き方にめぐり合えた。わがままな人も居るが人生の縮図？いずれ自分もそうなった時に迷惑をかけるかな・・・寂しいね。
自分では苦手意識が強かったことでも皆様(利用者)の笑顔で心が暖くなり、直に「ありがとう」と感謝したくなります。
人とのつながりを大切に思っています。弱い人を大切に！ボランティアをするのではなくボランティアさせて戴いていると思う日々でございます。
人との話し合いが苦手な私ですが自分から積極的に参加する様になり大勢の友達が出来ました。これからは無理なく年相応に楽しくやって行こうと思っています。
いろいろな面で勉強になります。相手の気持ちなどが良くわかりますね。私も元気で頑張りたいです。
楽しみが増えた。

スーパーに買い物に行って話し相手の方にあうと「ありがとう。又相手をして下さい。」と言われます。
自分自身の健康についても考えるようになった。(例)食事・血圧について
皆さんから感謝されてとてもやりがいがあると思います。
民謡活動して利用者の方が喜んでくださっています。それと自分達も1ヶ月3ヶ所回っている為何回も踊っているので人前で踊ること事に慣れて来て1年に1回の発表会には人前であがることが少なくなつて、ちゃんと踊れる様になりました。ありがとうございます。
特養ホームに入所している方々を拝見して勉強になる事があります。 ふれあいセンターでは一人暮らしの方が多くいらっしゃいますが、一人ひとりからやはり自身を考える事を学びます。出来る人自立していく事を目標にしています。
良かったことはありません。参加後何かの反応があればと思う。例えば福祉の方々と意見交換など。
仲間と話し合いが出来た。喜んでいただける。
大勢の人とのかかわりが出来た事で大勢の人と話が出来るのでやっていて楽しい。
生活のリズムがすごく良い。利用者さんの笑顔。
これから自分達も介護していただく年齢になっています。お手伝い出来てとても良い結果になったと思っています。
人の悪口は話さなくなった。老人を知らぬ人でも労わる様になった。
多くの方々との出逢いがあり楽しい。また年齢を加えて行く途上良い事だと思っています。
地域の人達と交流ができる。
ボランティア活動とは申せ自分自身が世話になり、いつも勉強させていただきました。ありがとうございます。
色々な方の話しが聞けて参考になりました。良い事でも押しつけるのではなく聞いてあげる事が大切と分かりました。
自分自身の行動範囲はとても狭いが、近所に買い物に行った時でも、笑顔で御挨拶を交わす事が多くなり顔見知りの方々が増えたことは、気持ちが穏やかになり些細な活動だが参加して良かったと思う。
友人ができた。ボランティア先で皆さんが楽しみに待っていて下さる事が嬉しいです。
とても張り合いがあります。
自分自身の体調不良もあってつらいときも有りますが私の訪れを今やおそしと待っている方が居るといことは私自身の喜びにもなっております。また活動の合間におしゃべりを聞いたりしたりして(結構それが多いのですが)人生の先輩方のなにげない一言にはっとする事が有ったり逆に教えていただいたり。充実した気分を味わっております。
この先もどの位続けていられるかは不明ですが少しでもお役に立てたらと思っております。
又、私事です家族の協力もあって感謝して続けております。
現在1人暮らしですので話す機会がないので私に合ったボランティアと思っています。皆さんに元気づけられ頑張っております。
加齢と共に友人の減少が気になっていましたがボランティアに参加後多くの方々と新たに接することが増えました。
社会の様子が良く理解でき自分の遣るべき事が解りました。
友人がふえ色々な考えを持っている方々との和が広がり、ボランティア活動を広げて行ければよいかと思ひます。
月に1回ですが私達を待っていてくれる。
多くの皆様と知り合いになれた。皆様に喜んでいただいた。
仲間が出来楽しい。金銭に関係ないので友人とのトラブルもなく楽しく出来る。
私の知り合いが苑に来ていてお話が出来るのが楽しい。自分の今後の姿をどう進めていくかを考えられる。ボランティアを通して友人と交流出来る。一緒に陶芸を習った人や経験のある方々が参加してくださる事が楽しい。
大勢の人と知り合い、私自身も励まされ元気を頂いて大変良かったです。
お友達ができました。
多くの人々と知り合うことが出来、みなさんが多方面にボランティア活動されていることを知り元気をもらえました。
自分の時間を大切に使うことが出来る様になった。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

第4章 稲城市介護支援ボランティア受入機関等意見交換会

1 意見交換会の開催目的

介護支援ボランティア制度実施4年目を迎えるにあたって、受入機関等との情報交換を通して制度をより良いものにしていくこと、また受入機関等で制度運営上困っている点や疑問点などを解消することを目的として開催した。

2 意見交換会に向けたアンケート調査

意見交換会開催にあたって、受入機関等の現状や議題の選定等を目的としてアンケート調査を事前に実施した。

1. 調査対象 介護支援ボランティア受入機関等 19機関
2. 調査方法 郵便による送付・FAXによる回収
3. 調査時期 平成22年9月
4. 回収結果 有効回収数 13機関 (68.4%)
5. アンケート調査結果

介護支援ボランティアについて

問1 現在、介護支援ボランティアを実際に受け入れていますか。

答1

① 受け入れている	12機関	63.1%
② 受け入れていない	1機関	5.3%
無回答	6機関	31.6%
合計	19機関	100.0%

問2 介護支援ボランティアは、週にどの程度活動していますか。

答2

① ほぼ毎日(週5日程度)	2機関	10.5%
② 3～4日程度	3機関	15.8%
③ 週1～2日程度	5機関	26.3%
④ 不定期	1機関	5.3%
⑤ その他	1機関	5.3%
無回答	7機関	36.8%
合計	19機関	100.0%

⑤その他の回答

個人個人まちまち

問3 各曜日およそ何人ぐらいの介護支援ボランティアの方が活動されていますか。

答3

社会福祉法人①

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前		4人	8人	11人	3人	2人	
午後	7人	3人	4人	6人	9人	5人	

社会福祉法人②

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	1人	1人	3人	2人	1人	2人	
午後	1人	1人	4人	2人	1人	2人	

社会福祉法人③

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	不 定 期						
午後							

社会福祉法人④

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0～2人	0～2人	0～2人	1～2人	0～2人		
午後	0～2人	3～5人	0～2人	1～2人	0～2人		

有限会社

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	2人			1人	2人	1人	
午後							

株式会社①

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前							
午後		1人	1人	1人	1人		

株式会社②

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前							
午後		2人		2人			

株式会社③

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前		2人			2人		
午後							

NPO法人①（木、土、日は毎週ではない）

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前							
午後	4人			2人		2～3人	2人

その他の団体①

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前							
午後		3～5人		3～5人			

その他の団体②

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前							
午後				6人			

問4 ボランティア受入機関等としてこの制度についてご意見、ご感想、困ったこと、運営上の疑問などご記入ください。

答4

例えば、1時間半～1時間50分くらいの活動をされた時、やはりスタンプは厳格に時間を見て押した方がいいのでしょうか。
特に困ったことはありません。まだ65歳以上の方が少数ですが、今後その年齢に達する方が徐々に増えていくと思います。印を押す係が必要になってくるでしょう。

ボランティアについて

問5 貴機関・施設ではボランティア受け入れの担当者はいらっしゃいますか。

答5 ①いる 担当者名（ ） ②いない

① いる	12機関	63.1%
② いない	1機関	5.3%
無回答	6機関	31.6%
合計	19機関	100.0%

問6 貴機関・施設ではボランティアを最大で何人くらいまで受け入れることが出来ますか。また現在のボランティア受け入れ数は何人くらいですか。

答6

受入機関等	最大受け入れ可能数	現在の受け入れ数
社会福祉法人①	年間延べ300人～400人を受け入れている。ボランティア希望者を拒むことはしていない。	
社会福祉法人②	回答なし	50人
社会福祉法人③	3人	0～2人
有限会社	20人	6人
NPO法人①	25人	20人

NPO法人②	回答なし	40人
株式会社①	3～4人	回答なし
株式会社②	10人	3人
株式会社③	10人	5～6人
その他の団体	12人	10人
その他の団体	10人	6人

問7 ボランティアの受け入れ状況はいかがですか。

答7

① もっと受け入れたい	6機関	31.6%
② これ以上は受け入れられない	0機関	0%
③ ちょうどいい	4機関	21.0%
無回答	9機関	47.4%
合計	19機関	100%

問7に自由記載でいただいた回答

希望があれば受け入れていく
開所日が増えれば受け入れたいと思いますが、今のところ財政的にも困難で、なかなか開所日が増やせません。送迎ボランティアなど今後男性にも呼びかけていきたいです。
ボランティアを希望する人はこばまず

3 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会次第

介護支援ボランティア受入機関意見交換会 次第

日 時： 平成22年10月4日(月)14時30分～16時

場 所： 地 域 振 興 プ ラ ザ 4 階 大会議室

開 会

議 題

- 1 介護支援ボランティア制度実施報告
- 2 ボランティアについて
- 3 「(仮)介護支援ボランティア活動記録展」について
- 4 意見交換会
 - ① 介護支援ボランティア受け入れの現状
 - ② 介護支援ボランティア制度へのご意見
 - ③ その他

4 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会議事録

実施日時:平成22年10月4日 14時30分～16時

場所:地域振興プラザ大会議室

参加人数:受入機関等8機関9人出席

※⇒は管理機関側からの回答など

※意見交換会の発言順・会話の流れなどは考慮せず、受入機関等毎に今回の意見交換会で出た意見をまとめることで議事録とする。

【議題1】介護支援ボランティア受け入れの現状

ほとんどがもともといたメンバーで、介護支援ボランティアが始まる前から取り組まれていた方が大多数。特に受け入れが増えたというようなことはない。
受入状況はあまり変わっていない。介護支援ボランティアに取り組んでいる方は、スタンプをもらえることが励みになっていると思う。 ボランティアも高齢化すると人数が少なくなり人数を集めるのが難しくなるので、介護支援ボランティア制度で高齢になっても続けていただけるといいと思う。
長く継続していた介護支援ボランティアの方が突然やめてしまった。これは個人的な憶測でしかないのだがマスコミの取材を何度か受けてくださっていた方なのでそこに原因があったのかもしれない。ボランティアの人数が減ってきているので、また介護支援ボランティアの方を紹介していただければと思う。 また、マージャンをやっている介護支援ボランティアの方がいるが、他のボランティアから「あのひとは遊びながらポイントをもらっている」と言われてしまったケースがある。介護支援ボランティアの意義を周知し、もっと活用してもらえるようにしてほしい。また、取材の可能性もあることも伝えておいていただけるとよいと思う。
介護支援ボランティアの方からポイントでお受け取りになった交付金は交通費の足しにしていると聞いた。私どもの施設でも囲碁をしていただいている介護支援ボランティアの方がいるが、先ほどのマージャンの方のようなことを言われることはない。 なんとなくマージャンの印象が悪いというのもあるかもしれないが、あくまでアクティビティの一環であるのだから悪く言われるような方に対して、そういうボランティアがあつていいということを受入機関として話ししてもよいかもしれない。
ボランティアにはもっと来てほしいと思っているが、現状のボランティア活動は昼食のお手伝い程度で、受入機関としてこういうことをして下さいと明確なボランティア内容を提示できない状況である。 会話をするだけでも、いてくださるだけでも助かるので、そういった活動でもいいという方がいれば積極的に受け入れたい。 ただ交通の便がそんなに良くないところにある施設で、ボランティアさん用の送迎もないのでなかなか受け入れが進まないのかもしれない。
有料老人ホームという施設の性質上いくつか有料の講座を開催しているので、入居者が有料の講座とボランティアさんをお願いしている無料のアクティビティとの区別ができず、ボランティアの講座で月謝を払うと言い張って(習っているのだからお金は払わして欲しいとの主張)困ったケースはある。活動されている介護支援ボランティアの方には感謝している。

平成2年に発足した会で、月に4回程度サロン活動をしている。
参加者のみなさんの悩みを聞いたり、みんなで歌を歌ったりしている。
介護支援ボランティアの受入機関になったばかりなので、今後色々教えてください。

【議題2】介護支援ボランティア制度へのご意見

スタンプの押し方について、2時間に少し満たないくらいの活動だった場合1つ押すか2つ押すかで迷うことがある。

⇒昨年の意見交換会でも周知したが、1時間程度の活動で1個押すと考えれば2つ押し
ていただいて問題ない。施設側、ボランティアさん側、双方に気持ちいいようにスタンプ
を押してくださいと回答。

1時間を越える場合は、たいてい2つ押している。ご本人の申し出がある場合は、それを尊
重して押すようにしている。例えば1時間半くらい活動されて、今日は2時間に達してないか
ら1つ押しといてとおっしゃられる方には1つ押すというようにしている。

【議題3】その他（ボランティア保険への加入について等）

ボランティア保険は社協で手続きをするが、私どものところで活動されている方の9割近くは
加入されている。また、ボランティア団体で独自に加入しているところもあるのでほぼ全員加
入されていると認識している。

受入機関としてはボランティア保険に加入していない方を受け入れるのは不安である。

私どもの施設には介護支援ボランティア手帳がおいてあり、スタンプが満タンになった方に2
冊目の手帳をお渡ししたりできるようになっているのでボランティアの方々も便利だと思うし、
新規の方に手帳をお渡しすることも可能である。

しかし、介護支援ボランティアを新規で行う方や年度当初に手帳をお受け取りになる方は、
ボランティア保険の手続きもあるし、ひきこもり予防の観点からも、社協に手続きに行っても
らったほうがよいと思う。

第5章 稲城市介護支援ボランティア受入機関等アンケート調査（平成22年度）

1 調査目的

介護支援ボランティア受入機関等について、介護支援ボランティアの受け入れ状況並びに制度への感想・要望を明らかにし、今後の制度運営への資料とする。

2 調査方法等

1. 調査対象 介護支援ボランティア受入機関等 19機関
2. 調査方法 郵便による送付・FAXによる回収
3. 調査時期 平成23年3月
4. 回収結果 有効回収数 12機関（63.2%）

3 調査結果

1. 介護支援ボランティアの受け入れについて

受け入れている	11機関	受け入れていない	1機関
---------	------	----------	-----

2. 介護支援ボランティアの活動頻度

ほぼ毎日（週5日程度）	3機関	週3～4日程度	1機関
週1～2日程度	4機関	不定期	1機関
その他（月に1～2回、こちらで依頼したときのみ）			2機関

3. 一日あたりの平均活動人数

およそ 5～6人（1機関）	およそ 5人（1機関）
およそ 4～5人（2機関）	およそ 3～5人（1機関）
およそ 2～3人（3機関）	およそ 1人（3機関）

4. 主な活動内容（主な記載事項） 複数回答可

① レクリエーションなどの指導、参加支援	6機関
② 配膳・下膳の補助	6機関
③ 喫茶などの運営補助	6機関
④ 散歩、外出、館内移動の補助	0機関
⑤ 行事などの手伝い（模擬店、芸能披露など）	4機関
⑥ 話し相手	8機関
⑦ その他（洗濯、シーツ交換、裁縫、調理、講演会などの受付や会場整理）	4機関

5. 介護支援ボランティア制度についてマスメディアから取材の依頼があった場合、ボランティア活動の様子などの取材対応について

- | | |
|--------------|------|
| ①積極的に対応する | 4 機関 |
| ②対応することも可能 | 6 機関 |
| ③どちらともいえない | 1 機関 |
| ④なるべく対応したくない | 0 機関 |
| ⑤対応することはできない | 1 機関 |

理由

- ・是非知っていただきたいため。(積極的に対応する)
- ・出来る限りご協力させていただければと思います。(積極的に対応する)
- ・ボランティアの活動内容が紹介できる(積極的に対応する)
- ・活動日や介護支援ボランティア制度を利用している方の了承がとれれば対応できます。(対応することも可能)
- ・活動の日が決まっているのでその日に取材があれば応えることはできます。(対応することも可能)
- ・以前2回も取材を受けてもらっていて現在活動されていないボランティアさんもいます。お手紙でお礼を伝えました。(どちらともいえない)
- ・現在受け入れていないので対応はできないと思います。(対応することはできない)

6. ボランティア受入機関としてこの制度についてご意見、ご感想など

- ・日々、当施設事業にご協力いただき、本当に感謝のひと言です。
- ・ボランティアさんの活動にとっても感謝しています。今後ご本人様の無理のないボランティア活動をしていただけたらうれしいです。
- ・80歳を過ぎた方も楽しく参加しているのでよい制度だと思います。
- ・登録者に他受入機関の情報などを提供する広報活動を進めていただきたい。
- ・スタンプの押印について、受入施設によってバラつきがあり、不公平との意見があります。(40分程度の活動で押印する施設としない施設。)
- ・一日中活動している方も、少しだけ活動する方もいてまちまちなので、一日中活動している方から不公平感の不満が出る。
- ・現在、年に数回、講演会が行われる時だけボランティアをお願いしているが、もっと様々な介護予防事業に関わっていただけるように考えていきたい。
- ・現在のボランティア活動している人は年齢が高くなっています。もう少し若い人を誘いたいのですがなかなか難しいです。社協などがもっと積極的にボランティア活動の大切さ、意義、喜びなど啓蒙に努力して欲しいと思います。

第6章 介護予防効果の検証

1 稲城市介護支援ボランティア制度の保険料抑制効果からみる介護予防効果

稲城市介護支援ボランティア制度の介護予防効果（要介護出現率）を保険料抑制という観点から捉えるとどの程度の効果をもたらすのか、平成21年度ベースで試算を行った。

要介護出現率については効果が見られた（利得1,069,408円）が、事業費（1,104,458円）を控除することにより、稲城市介護支援ボランティア制度を実施したことによる費用利得は年額△35,050円となり、一人一月あたり0.0円の介護保険料抑制効果と試算される。

なお、平成20年度ベースで同様の試算式で行った費用利得は年額9,314,652円、これによる保険料抑制効果は、11.1円であった。

平成21年度における稲城市介護支援ボランティア制度導入効果の粗い試算（保険料抑制効果）

登録者編

区分	記号	
高齢人口	P	13,921
介護支援ボランティアでない高齢者	A=P-B	13,548人
介護支援ボランティア高齢者（登録者数）	B	373人
Aのうち新規要介護者	A'	391人
Bのうち新規要介護者	B'	10人
平成21年度の一人当たり要介護者の介護費用（1月当たり）	M	116,507円
介護支援ボランティア制度に要する費用（介護予防事業費）	H	1,104,458円
Aの要介護出現率	A' / A	0.0289
Bの要介護出現率	B' / B	0.0268
介護支援ボランティア制度がなかった場合の新規要介護者人数	$\alpha = (A+B) \times A' / A$	402人
新規要介護者の抑制人数	$\beta = \alpha - (A' + B')$	1人
介護支援ボランティア制度の費用効果（年間）	$\gamma = \beta \times M \times 12$	1,069,408円
介護支援ボランティア制度による費用利得	$\theta = \gamma - H$	△ 35,050円
保険料抑制効果	$K = \theta \times 0.20 / (A+B) / 12$	△ 0.0円

2 活動者を対象とした場合における稲城市介護支援ボランティア制度の保険料抑制効果からみる介護予防効果

1では、登録者全員（活動していない方を含む）で試算しており、活動に対しての効果ではなく制度実施における効果と考えられる。

そこで活動に対しての介護予防効果を測定するために同じ試算式を用いて介護支援ボランティア活動者について試算をおこなった。

1の「稲城市介護支援ボランティア制度の保険料抑制効果からみる介護予防効果」について、「介護支援ボランティア登録者数」から「ポイント獲得者数」に置き換え、平成21年度ベースで試算を行った。

稲城市介護支援ボランティア制度を実施したことによる費用利得は年額5,042,631円となり、一人一月あたり6.0円の介護保険料抑制効果があると試算される。

平成21年度における稲城市介護支援ボランティア制度導入効果の粗い試算(保険料抑制効果)

活動者編

区分	記号	
高齢人口	P	13,921
介護支援ボランティア活動をしなかった高齢者	A=P-B	13,667人
介護支援ボランティア活動をした高齢者(ポイント獲得者)	B	254人
Aのうち新規要介護者	A'	398人
Bのうち新規要介護者	B'	3人
平成21年度の一人当たり要介護者の介護費用(1月当たり)	M	116,507円
介護支援ボランティア制度に要する費用(介護予防事業費)	H	1,104,458円
Aの要介護出現率	A' / A	0.0291
Bの要介護出現率	B' / B	0.0118
介護支援ボランティア制度がなかった場合の新規要介護者人数	$\alpha = (A+B) \times A' / A$	405人
新規要介護者の抑制人数	$\beta = \alpha - (A' + B')$	4人
介護支援ボランティア制度の費用効果(年間)	$\gamma = \beta \times M \times 12$	6,147,089円
介護支援ボランティア制度による費用利得	$\theta = \gamma - H$	5,042,631円
保険料抑制効果	$K = \theta \times 0.20 / (A+B) / 12$	6.0円

参 考 資 料

稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱

(平成 19 年 7 月 9 日市長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 115 条の 44 第 1 項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき、稲城市介護支援ボランティア制度(以下「介護支援ボランティア制度」という。)を設け、もって生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。

2 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。

3 介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。

(1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。

(2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。

(3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。

(4) 介護給付費等の抑制につながること。

(介護支援ボランティア制度)

第 3 条 介護支援ボランティア制度は、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。

2 介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稲城市における介護保険第 1 号被保険者とする。

3 介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は、市長が指定するものとする。

4 介護支援ボランティアは、第 5 条第 1 項の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行うものとする。

(管理機関)

第 4 条 介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理は、介護支援ボランティア管理機関(以下「管理機関」という。)が行うものとする。

(介護支援ボランティア受入機関等)

第 5 条 介護支援ボランティア受入機関等(以下「受入機関等」という。)は、あらかじめ第 3 条第 3 項に規定する介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、市長から指定を受けなければならない。

- 2 受入機関等が前項の指定を受けようとするときは、「稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請書」（様式第1号）により市長へ申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請に基づき指定し、又は却下したときは、稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定・却下決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは、稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定取消決定通知書（様式第3号）により指定を受けていた者に通知するものとする。
- 5 受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価するものとする。
- 6 受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価するものとする。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については、当該活動を2回までとして評価するものとする。
- 7 評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行うものとする。
- 8 前項に規定する活動確認スタンプの様式は、管理機関が別に定める。

（介護支援ボランティア活動実績の把握）

第6条 介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出するものとする。

- 2 管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付するものとする。
- 3 介護支援ボランティア登録申請書及び介護支援ボランティア手帳の様式は、管理機関が別に定める。
- 4 管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。
- 5 管理機関は、前項の規定により評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印するものとする。
- 6 介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印の様式は、管理機関が別に定める。

（評価ポイント）

第7条 評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

活動実績	付与する評価ポイント
10回から19回まで	1,000ポイント
20回から29回まで	2,000ポイント
30回から39回まで	3,000ポイント
40回から49回まで	4,000ポイント
50回以上	5,000ポイント

- 2 活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。
- 3 管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

（評価ポイント転換交付金）

第8条 評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする者は、介護支援ボランティア評価ポイント活用申出書（様式第4号）に介護支援ボランティア手帳を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しないものとする。
- 3 市長は、第1項の申出があった場合において、当該介護支援ボランティアに介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書（様式第5号）に介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。
- 4 管理機関は、前項に規定する伝達に基づき、当該評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。このとき管理機関は、「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書」を当該評価ポイント活用の申出者へ通知する。
- 5 前項の介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書の様式は、管理機関が別に定める。
- 6 介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

評価ポイント	介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金
1,000ポイント	1,000円
2,000ポイント	2,000円
3,000ポイント	3,000円
4,000ポイント	4,000円
5,000ポイント	5,000円

（地域支援事業交付金の活用）

第9条 管理機関は、市が交付する地域支援事業交付金を介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金に充てるものとする。

（事業の委託）

第10条 市は、介護支援ボランティア事業の実施に当たって、必要な事務を管理機関へ委託することができる。

（委任）

第11条 この要綱に規定するもののほか、介護支援ボランティア制度実施に

関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

(準備行為)

第 2 条 介護支援ボランティア制度の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

付 則 (平成 22 年 3 月 31 日改正)

この要綱は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、平成 21 年 5 月 1 日から適用する。

様式第 1 号（第 5 条第 2 項関係）

年 月 日

稲城市長殿

申請者
住所
団体名
代表者
電話

印

稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請書

稲城市介護支援ボランティアの対象として指定を受けたいので、稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱第 5 条第 2 項の規定に基づき申請します。

記

事業名	
活動内容	
活動場所	
活動人数	人（うち 65 歳以上 人）

様式第 2 号（第 5 条第 3 項関係）

年 月 日

団体名
代表者 殿

稲城市長

稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定・却下決定通知書

年 月 日付で申請のあった稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請については、下記のとおりとしたので通知します。

記

1 以下のとおり指定する。

指定年月日	
指定番号	
事業名	
活動内容	
活動場所	
活動人数	人（うち 65 歳以上 人）

2 次の理由により却下する。

却下理由	
------	--

様式第 3 号（第 5 条第 4 項関係）

年 月 日

団体名
代表者 殿

稲城市長

稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定取消決定通知書

下記の稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）については、下記のとおり指定を取り消す

記

取消年月日	
指定年月日	
指定番号	
事業名	
活動内容	
活動場所	
活動人数	人（うち 65 歳以上 人）

取消理由	
------	--

様式第 4 号（第 8 条第 1 項関係）

年 月 日

稲城市長殿

申出者
住所
氏名
電話

印

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

私は、下記のとおり介護支援ボランティア手帳を添えて介護支援ボランティア評価ポイントの活用を申し出ます。

記

被保険者番号	
氏 名	
蓄積評価ポイント数	ポイント
活用希望ポイント数	ポイント
差し引き残高ポイント数	ポイント

※振り込み依頼先口座

	銀行・信金 信組・農協		本店・支店 出張所
預金の種類	1. 普通 2 当座	口座番号	
口座名義人			

様式第 5 号（第 8 条第 3 項関係）

年 月 日

管理機関 殿

稲城市長

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書

下記のとおり介護支援ボランティア活動評価ポイント活用の申出があり、当該申出者に介護保険料の未納又は滞納が無いことを確認したので、介護支援ボランティア手帳を添えて伝達します。

記

被保険者番号	
氏 名	
蓄積評価ポイント数	ポイント
活用希望ポイント数	ポイント
差し引き残高ポイント数	ポイント

介護保険料の未納又は滞納が無いことの確認欄

年 月 日

申請者について、介護保険料の未納又は滞納がないことを確認いたしました。

確認者 氏名 印

稲城市介護予防事業

氏
名

健康に心配 なし 手帳

～ 介護支援ボランティア手帳 ～



介護支援
ボランティア

2010

社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会

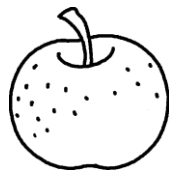


(C)NTV.FC

東京ヴェルディは稲城市介護
予防事業を応援しています。



健康に心配なし手帳の名称について



稲城の梨は、元禄の時代から栽培され様々な品種改良などを経て、稲城の特産物として親しまれています。歴史ある長寿の稲城の梨と同様に、いつまでも元気に健康で暮らせることを願い、手帳の名称を「健康に心配なし手帳」としました。

活動年度 平成 22 年度（23 年 3 月末まで）

氏名 _____

住所 稲城市 _____

電話 _____

生年月日
大正・昭和 年 月 日

緊急連絡先
連絡者氏名 _____

（続柄 _____）

電話 _____

☆ボランティア活動実績は、この手帳により管理しますので、紛失しないよう自己管理をお願いいたします。万一、手帳を紛失されても、スタンプを再び押印することはできませんのでご注意ください。

稲城市介護支援ボランティア制度について

目 的：この制度は、介護予防事業の一つとして、高齢者のみなさんが、介護支援ボランティア活動を通して地域貢献や社会参加をすることで、より元気になることを目的としています。そして、稲城市がいきいきとした地域社会となることを目指しています。

対象者：稲城市介護保険第1号被保険者
(市内にお住まいの65歳以上の方)

介護支援ボランティア制度利用の流れ

1. ボランティア登録をします。

介護支援ボランティア登録申請書（この手帳の24ページ）に記入し、稲城市社会福祉協議会へ提出してください。

2. 介護支援ボランティア活動をします。

指定された施設や団体などでボランティア活動をします。この制度の対象になるボランティア活動は指定されています。ボランティア活動についてのご相談は、稲城市社会福祉協議会でお受けしています。

3. 手帳にスタンプをもらいます。(4月から翌年3月まで)

ボランティア活動をしたら、その都度、活動した施設や団体にこの手帳を提示し、スタンプを押してもらいます。

※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

4. 集めたスタンプを評価ポイントに変えます。(翌年4月以降)

この手帳を稲城市社会福祉協議会に提示し、前年度に集めたスタンプを評価ポイントに変えます。

スタンプの数	受取れる評価ポイント
10 から 19 まで	1,000 ポイント
20 から 29 まで	2,000 ポイント
30 から 39 まで	3,000 ポイント
40 から 49 まで	4,000 ポイント
50 以上	5,000 ポイント

5. 評価ポイントの活用の申し出をします。(翌年7月以降)

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書(この手帳の23ページ)に記入し、市役所2階④窓口介護保険係にこの手帳を添えて提出してください。市内出張所・稲城市社会福祉協議会でも承ります。

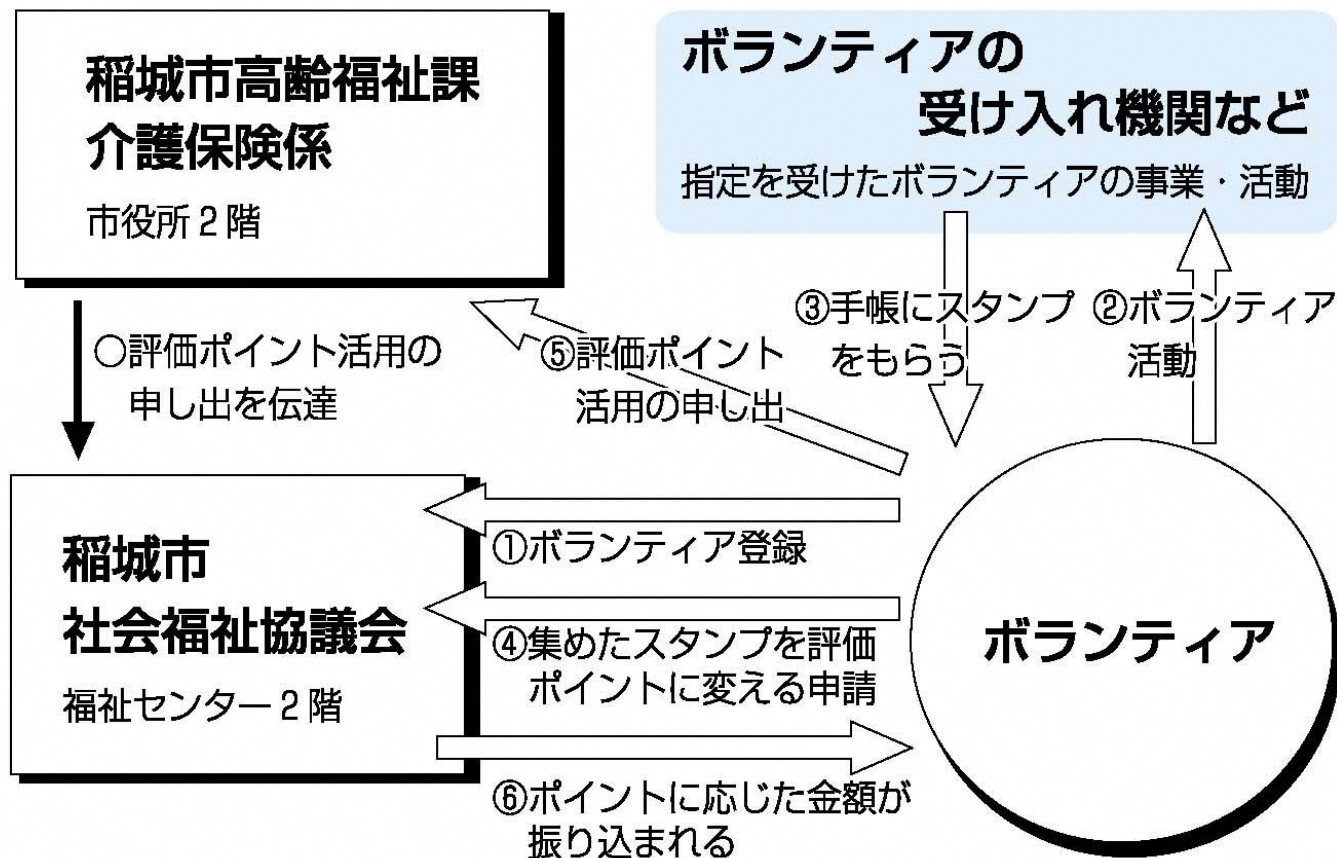
市役所介護保険係では、介護保険料の未納・滞納がないことを確認し、稲城市社会福祉協議会へ申請者から評価ポイント活用の申し出があったことを伝えます。

6. 評価ポイント数に応じた交付金が口座に振り込まれます。

稲城市社会福祉協議会では、申請者から指定された金融機関の口座に評価ポイント数に応じた交付金を振り込みます。合わせて、お預かりした手帳と振込日や金額のお知らせをお届けしますので確認してください。交付金は、次回の介護保険料のお支払いにお使いください。

評価ポイント	金 額
1,000 ポイント	1,000 円
2,000 ポイント	2,000 円
3,000 ポイント	3,000 円
4,000 ポイント	4,000 円
5,000 ポイント	5,000 円

介護支援ボランティア制度の流れ



※④～⑥は、翌年度に行う手続きです。

介護支援ボランティア制度に関するQ&A

Q この制度を利用するには、まず何をすればよいのですか？

A この制度を利用する方は、制度の目的やボランティアの心得などをご理解の上、稲城市社会福祉協議会でボランティア登録をしてください。また、安心して活動していただくために、万一の事故やけがに備えて、ボランティア活動保険に加入することをお勧めします。詳細は、10・11 ページをご覧ください。

Q どんなボランティア活動でも対象になるのですか？

A この制度の対象になるボランティア活動は指定されています。指定されているボランティア活動の詳細は、市役所介護保険係、もしくは、稲城市社会福祉協議会までお問い合わせください。

Q ボランティア活動先に行く途中や活動先でけがをしたら？

A 稲城市社会福祉協議会にご連絡ください。けがなどの状況を伺い、保険会社へ連絡しますので、速やかにお知らせください。詳細は、10・11 ページをご覧ください。

Q 1日に複数のボランティア活動をしてスタンプはもらうことができますか？

A 1日に複数のボランティア活動を行い、スタンプをもらうことはできますが、1時間程度の活動で1スタンプとなり、1日2スタンプが上限になります。

Q スタンプを集めるとすぐに交付金がもらえるのですか？

A 集めたスタンプは、翌年度に評価ポイントに変える必要があります。4月以降に、稲城市社会福祉協議会で手続きを行ってください。評価ポイントに変えたら、7月以降に交付金をもらう手続きを行うことができます。

Q 手帳はスタンプがたまるまで使い続けてよいのですか？

A 手帳は年度ごとに新しいものに切り替わります。集めたスタンプを評価ポイントに変えたり、評価ポイントを交付金にする手続きは、決められた日にち以降になりますので、お忘れなく手続きをしてください。

Q 稲城市外に転居した場合も対象になりますか？

A 稲城市外に転居した場合は対象となりません。スタンプ、評価ポイント、交付金は、一切が無効になりますのでご注意ください。

Q ボランティア活動を多くすると、それだけ多くの交付金がもらえる
のですか？

A 介護支援ボランティアで指定されたボランティア活動を行い、
手続きを行うと交付金が支払われます。但し、交付金の上限は
年度ごとに 5,000 円となっています。



ボランティア活動の心得

◆ 身近なことから無理のない範囲で

ボランティア活動と言っても様々な活動があります。自分の特技や趣味を活かした活動もありますし、依頼者からの要望に応じて、一人ひとりの生活をサポートする活動もあります。数多くあるボランティア活動の中からどのようにして選ぶのがよいでしょうか。まずは身近な地域で、自分の健康を考えて無理のない範囲で行うことが望ましいでしょう。活動を継続するためにも自分に向いている活動をお選びください。ボランティア活動に関するご相談は、稲城市社会福祉協議会でお受けしていますので、お気軽にご利用ください。

◆ 相手を理解し、尊重した活動を

誰もがそうであるように、ボランティア活動で接する方々もそれぞれ性格や環境により様々な暮らしを営んでいます。ボランティアだからといって、一方的で勝手な行動は慎まなければなりません。ボランティアには、一人ひとりの生活習慣や価値観を尊重し、ボランティア活動を行うことが求められます。また、ボランティア活動の依頼者や活動の仲間と共にコミュニケーションをとることでよりよい活動につながるでしょう。

◆ 秘密や約束を守りましょう

ボランティア活動では、時に依頼者のプライバシーに関わることを知ることがあります。しかし、あくまで活動を通して知り得たことであり、他の方にちょっとした内容のことでも漏らさないでください。ボランティア活動を辞めた後も同様にお守りください。また、時間など約束したことは必ず守りましょう。体調不良や急用で活動を休む場合には、必ず連絡を入れるなどの対応をしましょう。



ボランティア活動保険について

ボランティア活動保険は、ボランティア活動中に起こり得る事故を対象にしたもので、賠償責任保険と傷害保険がセットになっています。ボランティア活動を安心して行うために、万一来に備えてご加入することをお勧めします。

(1) どんな場合に補償されるのか

①賠償責任保険

- ・ ボランティア活動中に物を壊してしまった場合
- ・ ボランティア活動中に活動の対象者にけがをさせてしまった場合
- ・ プライバシーの侵害等により活動の対象者に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合 など

②傷害保険

- ・ ボランティア自身が活動中にけがをしてしまった場合
- ・ ボランティアが自宅と活動場所との往復途中にけがをした場合
など

※補償の対象は、いずれの保険も急激、偶然、外来の事故により起きた場合です。



(2) 補償金額

賠償責任保険	賠償責任 (免責なし)	対人・対物 共通	1 事故・保険期間中	2億円
		受託物・ 借用物	1 事故・保険期間中	50 万円 (現金は 10 万円)
		人格権侵害	1 名 1 事故・保険期間中	50 万円 100 万円
	事故対応費用		1 事故・保険期間中	500 万円
	見舞費用	死亡		50 万円
		後遺障害		1.5 万~50 万円
		入院日数に応じて 2~10 万円 通院日数に応じて 1~5 万円		
傷害保険	死亡・後遺障害		800 万円	
	入院日額		8,000 円	
	通院保険金日額		4,000 円	

※状況に応じては、補償の対象にならないものもあります。

(3) 掛け金 300円

(4) 補償期間（保険期間）

4月1日から翌年3月31日まで

※補償期間での途中加入も可能です。その場合の補償期間は、加入手続きを行った日からとなります。

(5) お申し込み・事故やけがのご報告

稲城市社会福祉協議会 ボランティアセンター

稲城市百村7 稲城市福祉センター内

電話：042-378-3800（直通）

042-378-3366（代表）

ファックス：042-378-4999

稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の38第1項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき、稲城市介護支援ボランティア制度（以下「介護支援ボランティア制度」という。）を設け、もって生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。

(基本方針)

第2条 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。

- 2 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。
- 3 介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。
 - (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
 - (2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。
 - (3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。
 - (4) 介護給付費等の抑制につながること。

(介護支援ボランティア制度)

第3条 介護支援ボランティア制度は、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。

- 2 介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稲城市における介護保険第1号被保険者とする。
- 3 介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は、市長が指定するものとする。
- 4 介護支援ボランティアは、第5条第1項の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行うものとする。

(管理機関)

第4条 介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理は、介護支援ボランティア管理機関（以下「管理機関」という。）が行うものとする。

(介護支援ボランティア受入機関等)

第5条 介護支援ボランティア受入機関等（以下「受入機関等」という。）は、あらかじめ第3条第3項に規定する介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、市長から指定を受けなければならない。

2 受入機関等が前項の指定を受けようとするときは、「稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請書」（様式第1号）により市長へ申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請に基づき指定し、又は却下したときは、稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定・却下決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは、稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定取消決定通知書（様式第3号）により指定を受けていた者に通知するものとする。

5 受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価するものとする。

6 受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価するものとする。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については、当該活動を2回までとして評価するものとする。

7 評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行うものとする。

8 前項に規定する活動確認スタンプの様式は、管理機関が別に定める。

(介護支援ボランティア活動実績の把握)

第6条 介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出するものとする。

2 管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付するものとする。

- 3 介護支援ボランティア登録申請書及び介護支援ボランティア手帳の様式は、管理機関が別に定める。
- 4 管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。
- 5 管理機関は、前項の規定により評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印するものとする。
- 6 介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印の様式は、管理機関が別に定める。

(評価ポイント)

第7条 評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

活動実績	付与する評価ポイント
10回から19回まで	1,000ポイント
20回から29回まで	2,000ポイント
30回から39回まで	3,000ポイント
40回から49回まで	4,000ポイント
50回以上	5,000ポイント

- 2 活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。
- 3 管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

(評価ポイント転換交付金)

第8条 評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする者は、介護支援ボランティア評価ポイント活用申出書（様式第4号）に介護支援ボランティア手帳を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しないものとする。
- 3 市長は、第1項の申出があった場合において、当該介護支援ボランティアに介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書（様式第5号）に介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。

- 4 管理機関は、前項に規定する伝達に基づき、当該評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。このとき管理機関は、「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書」を当該評価ポイント活用の申出者へ通知する。
- 5 前項の介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書の様式は、管理機関が別に定める。
- 6 介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

評価ポイント	介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金
1,000ポイント	1,000円
2,000ポイント	2,000円
3,000ポイント	3,000円
4,000ポイント	4,000円
5,000ポイント	5,000円

(地域支援事業交付金の活用)

第9条 管理機関は、市が交付する地域支援事業交付金を介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金に充てるものとする。

(事業の委託)

第10条 市は、介護支援ボランティア事業の実施に当たって、必要な事務を管理機関へ委託することができる。

(委任)

第11条 この要綱に規定するもののほか、介護支援ボランティア制度実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 介護支援ボランティア制度の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

活動記録1 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。

※1 時間程度の活動で 1 スタンプ、1 日2スタンプが上限です。

1	2	3	4
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
5	6	7	8
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
9	10	11	12
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
13	14	15	16
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
17	18	19	20
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

活動記録2 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。

※1 時間程度の活動で 1 スタンプ、1 日2スタンプが上限です。

21 日付 月 日	22 日付 月 日	23 日付 月 日	24 日付 月 日
25 日付 月 日	26 日付 月 日	27 日付 月 日	28 日付 月 日
29 日付 月 日	30 日付 月 日	31 日付 月 日	32 日付 月 日
33 日付 月 日	34 日付 月 日	35 日付 月 日	36 日付 月 日
37 日付 月 日	38 日付 月 日	39 日付 月 日	40 日付 月 日

活動記録3 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。

※1 時間程度の活動で 1 スタンプ、1 日2スタンプが上限です。

41	42	43	44
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
45	46	47	48
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
49	50	51	52
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
53	54	55	56
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
57	58	59	60
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

活動記録4 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。

※1 時間程度の活動で 1 スタンプ、1 日2スタンプが上限です。

61 日付 月 日	62 日付 月 日	63 日付 月 日	64 日付 月 日
65 日付 月 日	66 日付 月 日	67 日付 月 日	68 日付 月 日
69 日付 月 日	70 日付 月 日	71 日付 月 日	72 日付 月 日
73 日付 月 日	74 日付 月 日	75 日付 月 日	76 日付 月 日
77 日付 月 日	78 日付 月 日	79 日付 月 日	80 日付 月 日

活動記録5 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。

※1 時間程度の活動で 1 スタンプ、1 日2スタンプが上限です。

81 日付 月 日	82 日付 月 日	83 日付 月 日	84 日付 月 日
85 日付 月 日	86 日付 月 日	87 日付 月 日	88 日付 月 日
89 日付 月 日	90 日付 月 日	91 日付 月 日	92 日付 月 日
93 日付 月 日	94 日付 月 日	95 日付 月 日	96 日付 月 日
97 日付 月 日	98 日付 月 日	99 日付 月 日	100 日付 月 日

活動記録6 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。

※1 時間程度の活動で 1 スタンプ、1 日2スタンプが上限です。

101 日付 月 日	102 日付 月 日	103 日付 月 日	104 日付 月 日
105 日付 月 日	106 日付 月 日	107 日付 月 日	108 日付 月 日
109 日付 月 日	110 日付 月 日	111 日付 月 日	112 日付 月 日
113 日付 月 日	114 日付 月 日	115 日付 月 日	116 日付 月 日
117 日付 月 日	118 日付 月 日	119 日付 月 日	120 お疲れ様でした！ 是非、2冊目に挑戦を！ 日付 月 日

氏名（ふりがな）

住所

電話

管理機関記入欄

評価ポイント記録簿（集めたスタンプを平成23年4月以降、評価ポイントに変えます。）

あなたの22年度の活動回数は

回 です。

あなたの22年度の評価ポイント数は

ポイント です。

管理欄

評価ポイント活用記録簿（評価ポイントを交付金に変えます。）

※22年度分の評価ポイントを交付金として受け取る場合、入金は23年7月以降になります

申請日	使用した評価ポイント数	残っている評価ポイント数	管理欄
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

本人⇒市役所

様式第4号（第8条第1項関係）

平成 年 月 日

稲城市長殿

申出者住所

氏名（ふりがな）

印

電話

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

私は、下記のとおり介護支援ボランティア手帳を添えて介護支援ボランティア評価ポイントの活用を申し出ます。

記

被 保 険 者 番 号	
氏 名	申出者と同じ
蓄 積 評 価 ポ イ ン ト 数 (A) (この手帳で獲得したポイント数)	ポイント
活 用 希 望 ポ イ ン ト 数 (B) (口座振込を希望するポイント数)	ポイント
差 し 引 き 残 高 ポ イ ン ト 数 (A－B)	ポイント

振り込み依頼先口座

	銀行・信金 信組・農協		本店・支店 出張所
預金の種類	1 普通 2 当座	口座番号	
口座名義人 (カタカナ)			

介護支援ボランティア登録申請書

本人⇒稲城市社会福祉協議会

平成 年 月 日

介護支援ボランティア登録申請書

私は、下記のとおり介護支援ボランティアとして登録を申請します。
なお、活動を通して知り得たことは、口外いたしません。

(ふりがな) 名 前	
住 所	
電 話	
生年月日 ※1	
介護保険被保険者 番号 ※2	

※1 生年月日 65歳以上の方が対象です。

※2 介護保険被保険者番号 空欄の場合は稲城市社会福祉協議会
が市に照会することを認めます。

介護支援ボランティア活動先一覧

団体・事業所名	電話番号	住所
特定非営利活動法人 支え合う会 みのり	3 7 8 - 8 7 5 7	矢野口 3 6 4 - 3
NPO ふれあい広場 ポーポーの木	3 7 9 - 3 3 7 3	向陽台 5 - 1 0 リベレ向陽台 3 - 1 0 4
特定非営利活動法人 稲城・なごみの家	3 7 9 - 4 5 3 6	東長沼 6 1 7 - 1
特定非営利活動法人 はじめのいっぽ		坂浜 5 3 9 - 1 1 コーポレイユ 1
有料老人ホーム ニチイホーム 稲城	3 7 0 - 3 5 8 1	東長沼 6 9 6
有料老人ホーム S アミーユ稲城矢野口	3 7 0 - 3 7 0 0	矢野口 1 6 7 4 - 1
有料老人ホーム ペアウェル多摩川	3 7 7 - 5 7 7 0	東長沼 6 6 5
有料老人ホーム ベストライフたま	3 5 0 - 7 2 1 0	平尾 1 2 5 0
ケアハウス ハーモニー松葉	3 7 0 - 8 1 6 0	矢野口 1 8 0 6
老人保健施設 ヒルトップロマン	3 3 1 - 3 0 3 0	若葉台 3 - 7 - 1
通所介護事業所 アクアメイト稲城	3 7 0 - 0 5 8 0	向陽台 6 - 8
稲城市柔道接骨士師会 デイサービス 介護支援センターいなぎ	4 0 1 - 8 7 5 5	東長沼 1 1 7 4 - 1 リベラルハイツ 1 0 1
特別養護老人ホーム いなぎ苑	3 7 9 - 5 5 0 0	百村 2 5 5
いなぎ苑 みさわ川サービスセンター	3 7 0 - 8 3 5 5	東長沼 1 7 4 1 - 1
特別養護老人ホーム いなぎ正吉苑	3 3 1 - 2 0 0 1	平尾 1 1 2 7 - 1
正吉苑ミニデイサービス 押立の家	3 3 1 - 2 0 0 1	押立 7 2 8 - 8
特別養護老人ホーム ひらお苑	3 3 1 - 5 6 6 6	平尾 2 - 4 9 - 2 0
平尾ベルの会		平尾 3 - 7 - 5 50 号棟集会室(第 2, 4 木) 64 号棟集会室(第 1, 3 火)

— メモ —

ボランティア活動保険 領収書貼付欄

※ボランティア活動保険の領収証は紛失しないよう、
こちらに貼付してください。

稲城市福祉部高齢福祉課介護保険係

稲城市東長沼 2111

電話：042-378-2111（内線：282・283）

ファックス：042-378-5677

社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会

稲城市百村 7 稲城市福祉センター内

電話：042-378-3366

ファックス：042-378-4999

介護支援ボランティア制度視察受け入れ状況

(平成19年7月以降)

	日付	訪問団体	職種	人数
1	19.07.19	青森県八戸市	職員	3
2	19.08.23	大阪府茨木市	議員	3
3	19.08.28	愛知県稲沢市	職員	3
4	19.08.30	愛知県豊橋市	職員	4
5	19.08.31	東京都世田谷区	職員	2
6	19.09.21	岡山県	職員	1
7	19.10.03	鳥取県米子市	議員	9
8	19.10.04	福岡県介護保険広域連合	職員	2
9	19.10.11	大阪府柏原市	議員	3
10	19.10.12	熊本県人吉市	議員	10
11	19.10.15	三重県桑名市	議員	3
12	19.10.18	神奈川県南足柄市	職員	5
13	19.10.24	岐阜県多治見市	議員	8
14	19.10.24	福島県喜多方市	職員	1
15	19.10.25	新潟県燕市	議員	9
16	19.10.31	沖縄県宜野湾市	議員	10
17	19.11.01	東京都調布市	議員	1
18	19.11.05	愛媛県八幡浜市	議員	9
19	19.11.07	岡山県岡山市	議員	14
20	19.11.13	愛知県刈谷市	議員	2
21	19.11.14	愛知県一宮市	議員	12
22	19.11.16	民主党東京都第22区総支部	議員	18
23	19.11.19	東京都清瀬市	議員	1
24	19.11.19	神奈川県横浜市	職員	2
25	19.11.20	岡山県井原市	職員	2
26	19.11.22	福島県郡山市	職員	1
27	19.12.20	大分県別府市	議員	1
28	20.01.24	京都府宇治市	議員	12
29	20.01.31	静岡県伊東市	議員	1
30	20.02.05	新潟県三条市	議員	5
31	20.02.06	香川県観音寺市	議員	2
32	20.02.13	大阪府吹田市	議員	11
33	20.02.14	兵庫県西宮市	議員	1
34	20.02.14	福岡県福岡市	議員	1
35	20.02.20	東京都	職員	3
36	20.02.25	東京都八王子市	職員	3
37	20.03.06	山口県下関市	職員	2
38	20.05.09	神奈川県藤沢市	職員	9
39	20.05.12	東京都東久留米市	議員	2
40	20.05.15	鹿児島県奄美市	議員	8
41	20.05.21	富山県小矢部市	議員	6
42	20.05.22	群馬県太田市	議員	4
43	20.05.29	厚生労働省(東京都)	職員	10
44	20.06.13	愛知県春日井市	職員	2
45	20.06.30	東京都清瀬市	職員	4
46	20.07.01	公明党高齢者トータルサポートPT	議員	6
47	20.07.04	香川県東かがわ市	議員	7
48	20.07.09	静岡県牧之原市	職員	6
49	20.07.10	岩手県北上市	議員	9
50	20.07.25	厚生労働省(東京都)	職員	1
51	20.07.28	神奈川県横須賀市	職員	2

52	20.07.29	奈良県香芝市	議員	3
53	20.07.30	千葉県印西市	議員職員	7
54	20.07.31	鹿児島県霧島市	職員	4
55	20.07.31	鹿児島県	職員	2
56	20.08.04	岐阜県羽島市	議員	10
57	20.08.18	東京都新宿区	議員	2
58	20.08.18	愛知県北名古屋	議員	6
59	20.08.20	岐阜県関市	議員	10
60	20.08.22	宮崎県議会	議員	13
61	20.08.25	群馬県邑楽郡明和町	職員	2
62	20.08.25	山梨県甲府市	職員	3
63	20.08.25	静岡県磐田市	職員	3
64	20.09.09	静岡県掛川市	職員	2
65	20.09.30	青森県三戸郡五戸町	議員	8
66	20.10.02	静岡県掛川市	議員	11
67	20.10.06	北海道余市町	議員	7
68	20.10.07	千葉県浦安市	職員市民	12
69	20.10.15	広島県福山市	職員	4
70	20.10.20	愛知県尾張旭市	職員	3
71	20.10.22	北海道帯広市	職員	2
72	20.10.23	岩手県盛岡地区福祉連絡協議会	職員	12
73	20.10.31	岐阜県可児市	議員	8
74	20.10.31	千葉県流山市	職員	2
75	20.11.13	埼玉県比企郡鳩山町	議員町長	15
76	20.11.13	北海道苫小牧市	職員	1
77	20.11.17	東京都立川市	議員	2
78	20.11.18	東京都板橋区	議員	2
79	20.11.18	千葉県成田市	議員	1
80	20.11.18	千葉県香取市	議員	2
81	20.11.26	鳥取県鳥取市	議員	8
82	20.11.28	山形県天童市	職員	2
83	21.01.14	長野県上伊那地方事務所	職員	1
84	21.01.26	長野県千曲市	議員	6
85	21.02.02	長野県長野市	議員	2
86	21.02.03	愛知県東浦町	議員	2
87	21.02.03	愛知県阿久比町	議員	1
88	21.02.04	東京都杉並区	議員	1
89	21.02.06	岩手県八幡平市	議員	6
90	21.02.10	京都府久御山町	議員	2
91	21.02.10	京都府精華町	議員	2
92	21.02.16	和歌山県九度山町	議員	11
93	21.02.19	兵庫県加古郡稲美町	議員	3
94	21.02.20	沖縄県宜野湾市	職員	2
95	21.02.25	熊本県水俣市	職員市民	4
96	21.02.26	千葉県多古町	民生委員	31
97	21.04.03	大阪府交野市	議員	1
98	21.04.17	鹿児島県鹿児島市	議員	1
99	21.04.22	東京都調布市	職員	3
100	21.04.30	千葉県我孫子市	議員	3
101	21.05.12	埼玉県新座市	議員	4
102	21.05.20	北海道苫小牧市	議員	2
103	21.05.21	大阪府大阪狭山市	議員	2
104	21.06.11	山口県山陽小野田市	社協職員	1
105	21.07.03	秋田県鹿角市	議員	5
106	21.07.15	静岡県袋井市	職員・社協職員	2・社協1
107	21.07.30	埼玉県	職員	3

108	21.08.03	山口県周南市	議員	5
109	21.08.05	神奈川県相模原市	職員	5
110	21.08.06	茨城県土浦市	職員	4
111	21.08.31	三重県桑名市	職員	5
112	21.09.04	埼玉県川口市	職員	2
113	21.10.05	香川県高松市	議員	13(他随2)
114	21.10.07	鹿児島県薩摩川内市	議員	9(他随1)
115	21.10.09	佐賀県佐賀市	職員	1
116	21.10.14	京都府八幡市	議員	7(他随2)
117	21.10.16	滋賀県彦根市	議員	4(他随2)
118	21.10.23	東京都北区	議員	2
119	21.10.27	兵庫県加古川市	議員	8(他随1)
120	21.10.28	滋賀県草津市	議員	8(他随2)
121	21.11.05	沖縄県浦添市	議員	8(他随1)
122	21.11.06	福岡県北九州市	議員	2
123	21.11.11	山口県下松市	議員	7(他随1)
124	21.11.16	広島県安芸郡府中町	議員	6(他随2)
125	21.11.16	山梨県富士吉田市	職員	8
126	21.11.17	新潟県柏崎市	議員	7(他随2)
127	21.11.20	愛知県江南市	議員	1
128	21.11.20	静岡県焼津市	職員	2
129	21.12.10	秋田県大曲仙北広域市町村圏組合	職員	9
130	22.01.22	愛媛県新居浜市	議員	1
131	22.01.27	山形県三川町	議員	6
132	22.01.28	愛知県小牧市	議員	3
133	22.02.01	京都府長岡京市	議員	3
134	22.02.10	福島県郡山市介護保険運営協議会	委員	8(他随2)
135	22.02.16	神奈川県大和市	職員	2
136	22.02.22	宮城県柴田町	職員	2
137	22.03.30	北海道旭川市	議員	1
138	22.04.16	広島県東広島市	議員	2
139	22.04.20	島根県浜田市	議員	9(他随1)
140	22.04.27	埼玉県所沢市	議員	3
141	22.05.11	岩手県盛岡市	議員	11(他随3)
142	22.05.12	滋賀県長浜市	議員	2
143	22.05.12	愛知県刈谷市	議員	2
144	22.05.14	埼玉県伊奈町	議員	8
145	22.05.18	山梨県北杜市	職員・社協職員	計10
146	22.05.19	沖縄県石垣市	議員	7(他随1)
147	22.05.27	埼玉県鳩山町	職員・社協職員	2・社協2
148	22.07.15	愛知県豊川市	議員	11(他随2)
149	22.07.21	滋賀県守山市	職員	7
150	22.07.26	静岡県島田市	職員・社協職員	3・社協1
151	22.07.27	宮城県岩沼市	議員	3
152	22.07.28	広島県安芸高田市	職員・社協職員	1・社協1
153	22.07.28	愛媛県新居浜市	議員	7(他随2)
154	22.07.30	埼玉県さいたま市	市長・職員	5
155	22.08.02	京都府八幡市	議員	2
156	22.08.02	京都府木津川市	議員	1
157	22.08.02	京都府京田辺市	議員	2
158	22.08.04	奈良県葛城市	議員	6(他随2)
159	22.08.05	長崎県長崎市	議員	1
160	22.08.05	青森県八戸市	職員	1
161	22.08.10	神奈川県平塚市	職員	2
162	22.08.18	岐阜県各務原市	議員	3
163	22.08.19	山形県河北町	議員	8(他随3)

164	22.08.20	埼玉県越谷市	職員・社協職員	4・社協4
165	22.10.18	福岡県大牟田市	議員	5
166	22.11.01	長崎県大村市	議員	5(他随1)
167	22.11.04	埼玉県越谷市	議員	1
168	22.11.04	宮崎県宮崎市	職員	1
169	22.11.05	東京都国分寺市	職員	3
170	22.11.12	滋賀県近江八幡市	議員	10(他随3)
171	22.11.15	埼玉県吉川市	職員・社協職員	3・社協2
172	22.11.16	岐阜県垂井町	議員	6(他随3)
173	22.11.18	滋賀県大津市	議員	11
174	22.11.19	愛知県豊田市	職員	1
175	22.11.24	岩手県釜石市	議員	2
176	22.11.24	岩手県花巻市	議員	1
177	22.12.02	北海道幕別町	職員	2
178	22.12.09	岩手県	職員	2
179	22.12.22	高知県高知市	職員	3
180	22.12.24	埼玉県新座市	職員・社協職員・社福職員	2・社協1・社福2
181	23.01.19	沖縄県沖縄市	議員	7(他随1)
182	23.01.27	広島県尾道市	議員	1
183	23.01.27	兵庫県姫路市	職員	2
184	23.02.09	福島県いわき市	職員	2
185	23.02.09	岐阜県美濃加茂市	議員	12

民間・学生・その他

1	19.10.05	千葉県佐倉市 ㈱山万	社員	2
2	19.11.29	同志社、日本、武蔵工業	各大学生自主研究グループ	3
3	19.12.19	CR総研	社員	1
4	20.02.28	岩手県いわてNPOセンター	職員	1
5	20.04.11	㈱NTTデータ	職員	3
6	20.05.26	筑波大学大学院	学生	1
7	20.06.04	成城大学	学生	3
8	20.07.16	Dr.Chen,Ming-Chuan(台湾)	コンサル	1
9	20.09.04	(財)愛知県市町村振興協会研修センター	職員	4
10	20.10.01	NPO法人東村山市ボランティア協会		6
11	20.10.24	(財)全国地域情報化推進協会(APPLIC)		4
12	20.11.25	成蹊大学	学生	4
13	21.02.27	多摩市NPOにじいろの会	主婦	5
14	21.06.17	日本社会事業大学	学生	3
15	21.07.07	横浜国立大学大学院	学生	1
16	21.08.28	損保ジャパン総研	社員	3
17	21.09.28	アクセシビリティ研究会	会員	7
18	21.10.02	中華民国内政部社会福祉訪日団		32
19	21.10.16	民主党大学東京 高齢者福祉分科会		2
20	21.10.20	聖徳大学	教授	1
21	21.10.21	高級事務レベル社会保険行政研修	ASEAN周辺諸国の行政職員	7
22	22.02.02	(財)山梨県市町村振興協会	職員	5
23	22.08.20	民主党大学東京		10
24	22.10.20	韓国国民健康保健公団	職員	12
25	22.10.29	関西若手市議会議員の会	議員	8
26	22.11.12	松戸市ボランティア連絡協議会加盟団体		30
27	22.11.19	(財)岩手県市町村振興協会	職員	9(他随1)

出張講演(依頼により高齢福祉課で出向いたもの)

1	19.09.20	都社協高齢者施設福祉部会南多摩ブロック会	24
2	19.11.22	生涯学習宅配便 明るい選挙推進委員会	22
3	20.01.29	湘南都市社会福祉主管部長会連絡協議会研修会	40
4	20.07.12	シルバー人材センター矢野口第三地区会	35
5	20.07.15	第3文化センター「ゆうゆう大学」	31
6	20.07.30	NPO参加型システム研究所「トップリーダー講座」	12
7	20.08.21	栃木県「第1回地域支援体制づくりセミナー」	
8	20.10.27	清瀬市「地域福祉をささえる市民フォーラム2008」	60
9	21.07.10	にじいろの会 勉強会	100
10	21.08.24	関東甲信越静ブロック 地域包括・在宅介護支援センター職員研修	201
11	21.10.14	北海道伊達市社会福祉協議会 「介護支援ボランティア制度の現状と課題」	150
12	22.02.20	東京都身体障害者団体連合会第6ブロック福祉講座 「介護支援ボランティアについて」	20

取材

1	19.08.31	NHKラジオ「村田幸子の今日も元気で」
2	19.09.21	高齢者のための生きがい情報誌『生きがい』
3	19.10.05	NHKラジオ「時の話題」
4	19.10.23	NHKテレビ「タドキネットワーク」
5	19.11.16	関西テレビ「19.12.03 スーパーニュースアンカー」
6	20.01.30	北海道医療新聞社「20.03.13 介護新聞」
7	20.02.14	テレビ東京「20.02.14 ワールドビジネスサテライト」
8	20.02.29	毎日放送「20.03.10 ちちんぷいぷい」
9	20.03.04	株電通 福祉・介護情報誌『けあ・ふる』
10	20.03.12	京都新聞社
11	20.04.30	朝日新聞社
12	20.07.14	TBSラジオ「20.07.15 森本毅郎スタンバイ」
13	20.07.16	日本経済新聞社
14	20.09.10	NHKテレビ「20.09.15 時論公論」
15	20.10.13	NHKテレビ「20.10.15 首都圏ネットワーク」
16	20.10.22	(社)国民健康保険中央会 国保新聞
17	20.10.31	NHKテレビ文化・福祉番組
18	21.03.30	日本経済新聞社
19	21.04.02	読売新聞社
20	21.06.01	TBSラジオ「21.06.13 堀尾正明プラス」
21	21.06.08	日本経済新聞社(経済金融部)
22	21.07.21/22	日本経済新聞社(生活情報部)
23	22.02.19	毎日新聞社
24	22.02.19	シルバー新報
25	22.07.30	日本経済新聞社
26	22.08.06	中日新聞社
27	22.08.06	NHKテレビ「タドキネットワーク」
28	22.09.29	自治通信社
29	22.10.04	日本経済新聞社(論説委員)
30	22.10.07	雑誌「ガバナンス」(2010年10月号)
31	22.12.16	日本経済新聞社
32	23.02.07	読売新聞社

傾聴ボランティア養成講座 （社会福祉協議会）

- 主 催 稲城市社会福祉協議会 ボランティアセンター
- 対 象 市内在住の方で全 6 回出席でき、修了後、「傾聴ボランティアグループ」のメンバーとして活動できる方
- 日 時 平成 22 年 9 月 7 日・14 日・21 日・28 日 10 月 5 日・12 日
(全 6 回) 毎週 火曜日 9:30~12:00 まで
- 会 場 稲城市福祉センター 2F 介護予防教室
- 講 師 P. L. A (パートナーシップ & リスニング アソシエーション)
代表: 後庵正治 (ごあん まさはる) 氏
- 参加者 33 名のご応募⇒抽選で受講者は 15 名
- 所 感
- ・ 問い合わせ、応募が多数あり、傾聴ボランティアへの関心の高さが伺われた。
 - ・ ロールプレイ演習を中心に傾聴ボランティアとして活動する上での基本的な技術・姿勢・心構えなどを学んだ。受講生がグループを作り、話し手・聞き手・観察者のそれぞれの役を順番に演じることで傾聴の楽しさや難しさなどを肌で感じる事ができた。
 - ・ ボランティアセンターが主催する傾聴ボランティア養成講座は、今回で 3 回目となり、これまでに受講された約 30 名の卒業生は、傾聴ボランティアグループ「りすなー」を立ち上げて、活発に活動している。ボランティアセンターは、今回、受講された皆さんの今後の傾聴ボランティアとしての活動を応援していきたいと考えている。

(お話し相手のボランティア) 傾聴ボランティア養成講座

自分の話に人が耳を傾けて聞いてくれる、ただそれだけで心の底にあった悩みや寂しさが軽くなることがあります。ひとり暮らしや、施設で暮らす高齢者や障害者の中には話し相手が欲しくても見つからない、または外に出て人と話すことが難しいという方々があります。



本講座はそんな方々のニーズに応えるお話し相手のボランティア（傾聴ボランティア）になるための基本的知識や技術を身につけます。

日 程	9月7日・14日・21日・28日 10月5日・12日 (全6回) 毎週 火曜日 9:30~12:00まで
会 場	稲城市福祉センター2F介護予防教室
定 員	15名程度(応募多数の場合は抽選)
対 象	市内在住の方で全6回出席でき、修了後、「傾聴ボランティアグループ」のメンバーとして活動できる方
内 容	傾聴ボランティアの基礎を学んだ後、より実践に近い、話し合い形式で講義を進めていきます。
参加費	無料
講 師	P. L. A (パートナーシップ & リビング アソシエーション) 代表：後庵正治(ごあん まさはる)氏
申込期間	8月19日(木)~27日(金)
申込み 問い合わせ先	稲城市社会福祉協議会 ボランティアセンター Tel042-378-3800 担当：竹澤

「災害とボランティア」～災害時要援護者のためにできること～

実施状況（社会福祉協議会）

「災害とボランティア」～災害時要援護者のためにできること～

（社会福祉協議会）

主 催 稲城市社会福祉協議会 ボランティアセンター

日 時 平成22年12月16日（水） 午後2時～4時

会 場 稲城市福祉センター 2 F 介護予防教室

講 師 災害福祉広域ネットワーク・サンダーバード理事 蓮本 浩介 氏

参加者 約40名

- 所 感
- ・ 災害が起きた時、私たちに求められることは何か、蓮本さんの阪神・淡路大震災での様々な活動の経験をもとにお話を聞き、約40名の参加者は熱心にメモを取り、活発な意見交換を行った。
 - ・ 実際に大規模災害の経験のない人たちにとって、災害イメージを共有することが大切。災害が発生した時には、どのように自分の身を守るのか、自らが要援護者にならないよう考えてみることも重要。災害を知り、自分の身をどう守るかイメージすることが大事。
 - ・ 長期にわたり常に万全の態勢を備え続けることはとても難しいこと。普段の地域活動や生活の中で、その一部として訓練や災害について話し合う機会をうまく取り入れるなど、日頃からの積み重ねが大切。日常の生活の延長に防災があるという意識が重要。

稲城市介護支援ボランティア制度実施報告書

～ 22年度の運用状況について～

平成 23 年 3 月

稲城市福祉部高齢福祉課

〒206-8601 東京都稲城市東長沼 2111 番地

電 話 042-378-2111（代表）

F A X 042-377-4781（代表）

ホームページ <http://www.city.inagi.tokyo.jp/>